

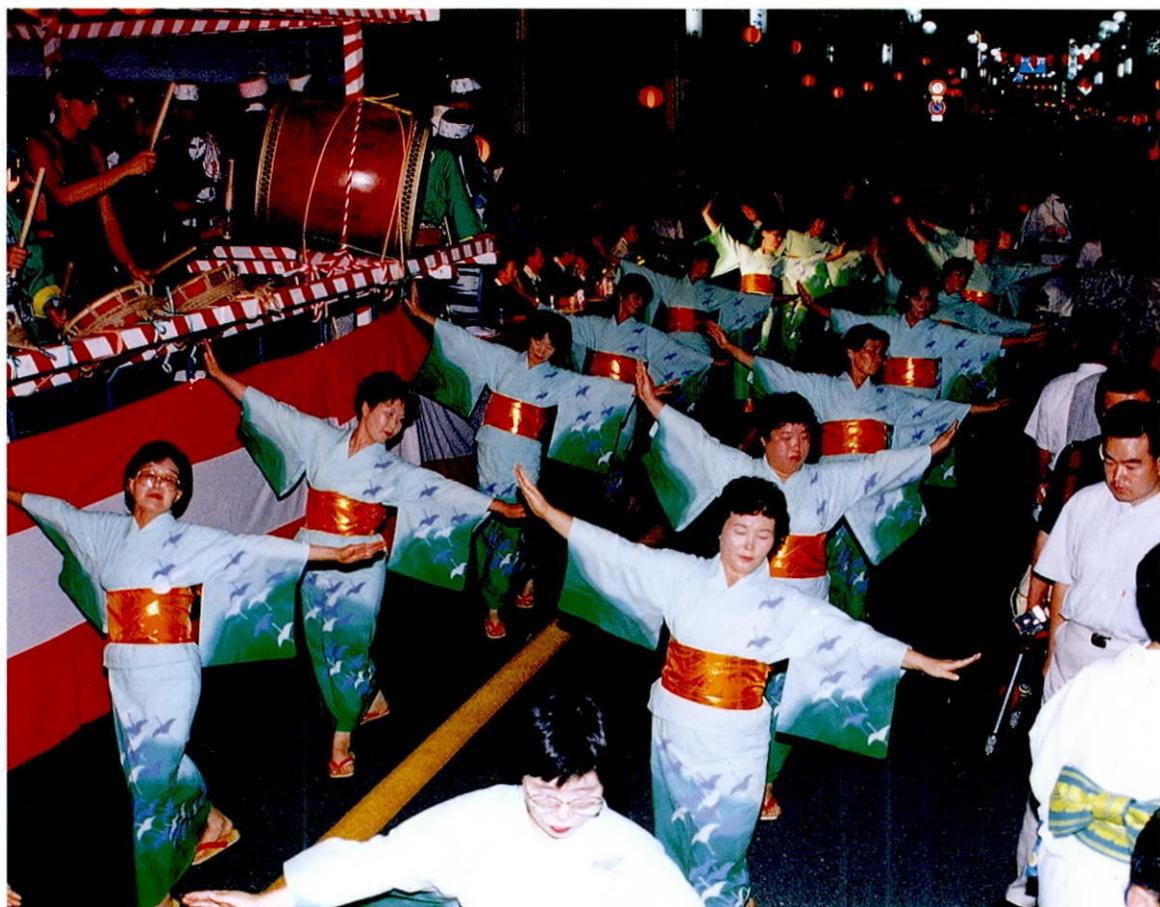


# 建産連ニュース

社団  
法人埼玉県建設産業団体連合会

'95 / 7

JULY.15.SAT No. 65



秩父音頭まつりのハイライト 流し踊りの一コマ（皆野町）

建産連の SLOGAN  
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 大競争時代に生きる道

田中瑞穂

現在は、メガ・コンピティション（大競争）時代にあり、自由競争の中で、強い者は更に強くなれ、弱い者は自然淘汰されていくという流れにある。これは、200年前にアダム・スミスが「富国論」という著書の中で唱えた、「自由競争こそが資本主義の発展に一番効率の良いものであり、結果的に国民に富をもたらす」という理論によるものである。

この流れが日本で具体化したのが、規制緩和や内外価格差の是正、建設事業の一般競争入札制度であり、一方では、自動車メーカーが下請け企業を整理し、発注ロットを大きくして生産コストを削減する、建設業界でも、中小ゼネコンを大手の傘下に下請けとして組織するなど、経済弱者の中小企業を整理する動きが、見られ始めている。

この自由競争社会へのアンチテーゼとして、ロバート・オウエンは協同組合思想を唱えた。競争には陽の当たる部分と影の部分があるが、その影の部分である弱者を救済するために、彼は、協同組合という組織の中で生きて行くことを提唱した。

しかし、現在は弱者を救済するための議論や社会システムが後退し、世界全体が大競争時代に突入している。企業はコストをいかに削減するかが大命題になり、大企業が下請けや系列企業の整理に着手している時代に、中小企業が生き残り、大企業に立ち向かうには協同組合に結集するしかない。

協同組合は、弱者が力を合わせて強者に立ち向かうのが本来の姿であり、組織を活用すれば赤黒調整や補助金、助成金などで、企業間の利益移転がスムーズに出来る。まさに協同組合は、弱者が生き延びる唯一の砦なのだが、現在当業

界では、協同組合が全国的に弱体化し、各地で運営が混乱している。この原因は、基本的には経営者の意識の欠如であり、今までの協同組合が、価格の吊り上げばかりにとらわれてきたことに問題がある。だから組合の護送船団方式に、批判を受けることとなった。つまり今まで、共同事業によってコストを削減し、企業体质を強化するという意識が欠落していた。

共同購入、共同輸送、共同金融及び共同試験に本気で取り組めば、与信限度の問題や、資材発注の大ロット化などによってコスト削減効果は大きく、アウトとの競争においても絶対有利な立場を確保できる。しかし、輸送や諸資材の購入権は企業の生命線であり、経営者にしてみれば、それを協同組合に引き渡すのは、自分の会社が生き残るか潰れるかという深刻な不安があると思う。だがそこには、自分たちの協同組合がいつまでも健在とは限らない、最後の拠り所となり得るのか、という意識があるのでないだろうか。共同購入の問題にしても、セメントの姿勢を批判する向きがあるが、実際はこちらの方の姿勢にも問題がある。

協同組合は共同販売、共同購入、共同輸送が揃って、初めて事業の効果が出る。資材購入や金融、製品試験などを「マス」（集団）の視点から共同で事業展開し、スケールメリットによってコストを削減していくべきである。そのように協同組合が一企業のようになって初めて、「集約化」という議論になる。協組の中で集約化をしても、利益の分配をしてもらえば良いし、多角化を目指す道もある。その意識へ脱皮するのが、これから生コン企業が生きる道ではなかろうか。

（筆者は埼玉県生コンクリート工業組合理事長）

## 建産連ニュース・目 次

### 表紙写真説明

『彩の国さいたま』を代表する民謡として全国にその名を馳せる“秩父音頭”は、今から約200年前江戸時代中期の文化、文政期にここ皆野町が発祥の地といわれ、秩父豊年踊りとして県内一円に広まった。昭和25年に「秩父音頭」と改称、以来毎年8月14日“秩父音頭まつり”と銘打って皆野町あげての賑いをみせている。  
(皆野町提供)。

◆卷頭言	1
◆建設産業政策大綱の視点	3
◆公共工事に導入が見込まれる「履行ボンド制度」	10
◆特集・行政情報	
(1) 「埼玉県福祉のまちづくり条例」のあらまし	12
(2) 住宅建設に履行ボンド制度の導入を検討	17
◆シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その61）	
—皆野町—	18
◆連合会の動静	
(1) 平成7年度（第16回）通常総会（付・事業計画の骨子）	21
(2) 理事会・委員会報告	26
(3) 施設見学会実施（秩父ミューズパーク）	27
◆連載 埼玉が生んだ著名人物像（2）	
日本の製紙王 大川平三郎—間仁田勝—	29
◆告知板	
(1) 県の平成7年度公共事業等施行計画	34
(2) 平成7・8年度県建設工事請負等に係る入札参加資格審査の概要	38
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪 (15)	45
◆建産連だより	
会員団体の動静	48
◆連合会日誌	51
物価調査会案内広告	(44)

# 「建設産業政策大綱」の視点

## －新しい競争の時代に向けて－

建設産業に対する産業政策の在り方を盛った「建設産業政策大綱」が、4月24日に建設省から発表された。この政策大綱は平成5年12月の中央建設業審議会の建議を受けた建設省が、翌6年の7月に建設経済局長の私的諮問機関として建設産業政策委員会を設置して、21世紀を展望した産業政策の在り方について検討を委ねた。同委員会では前後11回の討議を経て本年4月14日に「新しい競争の時代における建設産業政策の在り方」としてまとめられた。本大綱はこの報告書をもとに策定されたものであって、いわば建設産業政策推進のマニュアルである。ここでは盛られた主な視点を捉え、論拠を抜粋しこれを列記してみた。(W)

### 建設産業政策大綱 策定の背景と目的

一連の入札・契約制度の改革やわが国建設市場の国際化といった「新しい競争の時代」の訪れは、建設産業界に不安や戸惑いを引き起こしている一方で、建設産業界に対する国民の不信は未だ払拭されていない。

このような背景の下、本大綱では冒頭に

- (1) 建設産業が、適正な競争を通じて「良いものを安く」国民に提供することを明らかにし、国民の信頼を確立すること。
- (2) 「新しい競争の時代」の構造と将来像を明らかにするとともに、建設産業政策の基本方向を示すことによって、建設産業が自信と活力を取り戻せるようにすること。

この2つを目的として、2010年を見通した政策の基本方向を明示している。

一言にしてこの政策大綱は、今日のわが国の産業社会全体が「新しい競争の時代」を迎えた中で、建設産業が直面している国民の不信と業界全体が抱く不安を取り除くいわば処

方策である。

国民の不信感は何かから起ったのか、本来建設産業は住宅をはじめ社会基盤整備を担う産業であって歓迎こそあれ不信などあってはならないものであるが、いかんせんこの業界は新規参入が容易であること、倒産率が高いことからもわかるように、興亡が極めて激しい産業である。また、受注産業という宿命の中で公共、民間を問わず熾烈な受注競争にさらされているのである。その反動として競争を回避したいとする思惑が自然発生し、これが一連の不祥事の温床ともなり、これによって不透明さを増幅、建設産業の全てに国民的不信を植えつけることとなった。

建設産業界が抱く不安とは何か、永年培ってきた互譲、互携の体制が崩れ、新しい競争の時代に突入したいま、まず第1に経営環境が変わり先行き不透明感から来る不安。つまり、バブル崩壊後の急速な円高が引き起した構造不況は、価格競争が一段と激化、「弱肉強食」の様相を深め、大手企業による市場支配への懸念が業界全体に広まることによる不安、第2は、公共工事に係る新たな入札・

## 建設産業政策の基本方向

### 3つの目標

- ①(国民に対する目標)  
エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く
- ②(経営体に対する目標)  
技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境づくり
- ③(建設産業で働く人に対する目標)  
技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり

### 政策の基本方向

- ①不良不適格業者の徹底排除
- ②ソフト分野の金銭的評価の明確化
- ③身軽な企業活動の枠組みづくり
- ④-1 人材育成の推進  
-2 情報化の推進
- ⑤中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- ⑥建設産業における品質向上
- ⑦建設産業の自助努力への支援
- ⑧広報活動の充実等

契約制度に対する不安である。改革自体は少しでも「不正の起きにくい制度」を目指して、手続きの透明性・客観性の上に競争を高める改革がなされたが、最近の建設市場の状況を見ると、不況による競争要因が制度改革に伴う競争要因の上に二重映しとなり、多くの建設業者の間で新しい競争方式に対する不安感が増幅されている。特に、中小建設業者にあっては、今の枠組みのままで一般競争入札が中小規模の工事にまで拡大された場合、不良不適格業者の参入により真面目な業者が駆逐されたり、大手企業により中小企業は淘汰されるとの危機感が高まっている。

第3の不安は、建設市場の国際化である。国際化の問題は地方中小業者間においてはいまのところ直接実感するものではないが、将来建設市場の開放が進めば安価な労働力を使う外国企業の進出によって根元から浸食されるという危惧もある。

以上のような基本的視点を踏まえて、冒頭に掲げた、現在、建設産業政策に求められているのは、第一に、建設産業が今後適正な競争を通じて「良いものを安く」最終消費者である国民に提供することを明らかにし、国民の信頼を確立すること。第二に、建設産業界

が不安を感じている「新しい競争の時代」の構造及び将来像を明らかにするとともに、新しい建設産業政策の基本方向を示すことによって、将来に向って業界が自信と活力を取り戻せるようにすることが本大綱を策定するに至った大きな要因である。

## 建設産業政策展開に当たっての留意点

政策展開の留意点として、

- (1) 建設産業政策の範囲
  - (2) 建設産業政策と公共発注との役割分担
  - (3) 競争における品質・信頼性の確保
  - (4) 現在の産業構造との調整
- 以上四点を掲げている。

まず、政策展開の範囲としては、単に建設業法上の許可業者だけでなく、広くビジネスとして建設生産に関わる一連のプロセスを担う産業界全体、即ち、設計、コンサルティング、総合工事業、専門工事業さらには建設資材、建設機械までが関係する総合組立産業として視野に入れている。

次は公共発注との役割分担については、建設投資の約4割を公共投資が占めていること

から建設産業のあり方に与える影響は極めて大きいことから公共発注との役割分担を十分視野に入れ、現在進められている入札・契約制度の改革の定着とその推進を継続的に進めていく必要があるとしたうえ、年間47万件に上る公共工事のうち、件数で9割、金額で7割を占める地方公共団体の発注について、より一層の改善が必要である。さらには執行体制が十分整備しないまま一般競争入札を採用し、いたずらに混乱を引き起こしている場合も見受けられるとして政策の上から釘をさしている。

次の競争における品質・信頼性の確保については、本来、競争は価格と品質を含めた総合的な競争であるべきものである。しかしながら、建設生産が受注産業であることから、消費者が品質を他の建設生産物と比較することが困難であるため、建設市場はややもすれば「適正な競争」ではなく、「価格のみの競争」に陥りやすい性格を持っている。

価格競争、内外価格差の縮小が強く主張される新しい競争時代にあっても、むしろ競争の時代にあればこそ建設生産物の価格と品質・信頼性をどう調和させるか、建設生産において品質を巡る競争をどう実現するかが重要な政策課題となっている。

品質を確保するために価格競争を否定するのではなく、品質と価格の両方を要素とする競争を実現することが「価格のみの競争」ではない消費者の利益を実現する「適正な競争」へつながるものと考えられる。

ちなみに、わが国の公共入札は価格による入札であるが、EU（欧州連合）その他では、価格・品質を含めた複数基準での入札方式が導入されている。

現在の産業構造との調整については、この政策大綱が「新しい競争の時代」に耐え得る建設産業づくりを目指すことから、その「変

化の方向」は、大手・中堅・中小を問わず企業体质の強化、労働生産性の向上、そして産業全体の効率化に向うものである。

しかしながら、現在の産業構造を無視して急に変化の方向を追いかけることは、企業体力の弱体な中堅・中小企業者から事業改善や業態変化のために必要な時間を奪い、場合によっては優良な企業の淘汰や不必要的失業を招くことにもなり、結果として「適正な競争」や「人材の確保」に逆行することにもなりかねない。

今後の政策展開に当たっては、政策大綱の目指す変化の方向を堅持しつつ、産業構造への影響を念頭に、きめ細かい実態把握に努めながら着実に一步一步進めることが重要であると示唆している。

## これからの建設産業に求められる条件

- (1) 建設産業は、国民生活に直結する産業であり、特に納税者が発注者である公共工事については、高い公正さが要求されるとの認識に立って、事業の実施に当たっては高い倫理観と透明性を確保することが必要である。
- (2) 新たな競争環境では、建設産業相互の競争のみならず、国内の他産業や海外の建設産業の挑戦も受けることから、これからの建設産業は、価格競争、技術競争、国際競争に耐え得る強固な企業力、技術力、経営力を有することが必要である。
- (3) 敵しい競争の中でコストダウンが求められる一方、他の産業に負けない労働条件や福利厚生を実現する必要がある。このため、これからの建設産業は、コストダウンと労働条件の改善を両立させる高い労働生産性を是非とも実現する必要がある。

- (4) 建設産業がこれからの新しい日本の国づくりに果たす役割を考えるとき、従来の住宅・社会資本整備・防災の面での基幹産業と

しての役割に加え、阪神・淡路大震災の教訓を生かした災害に強い新たなまちづくりへ向け、建設産業の新しい役割を追求していく必要がある。

## 建設産業の課題

わが国の建設産業の現状分析を行い、一般に「企業数が多過ぎる」「中小零細企業のシェアが高い」といわれるが、欧米に比べ企業数や零細企業が多いとはいえないことを指摘し、わが国の建設業者の数が多過ぎることに問題があるとの見方を否定している。

また、問題視される重層下請構造についても、建設業の特性からある程度の必然的な側面もあり、必ずしも問題視することなく、問題点を整理した上で対応を考える必要がある。つまり、下請業者の中にも、名目的な労務提供や、コスト管理を行っているものの、本来、元請や専門工事業者が管理・施工能力を持てば実質的には不要となるような業者が存在するなど、名目だけの業者が参入することで不必要的重層化が生じている。

また、今後の建設需要の予測を行い、住宅、非住宅とも民間需要ではリフォーム市場での拡大に推移するものとみているが、公共投資については630兆円という公共投資基本計画期間内には住宅、社会資本とともに先進諸国並みの整備水準に到達、その後は新規投資のウエイトが低下するものの社会资本ストックに対する更新需要が発生するものと予測、一様に将来展望を明るいものとしている。一面、建設業の増加に見合うだけの要素が見込めない点をも指摘し、将来的には「技術と経営に優れた企業が自由に伸びる」ための対策の必要性を強調している。

一方、政策面では建設業法の枠組みの再編や公共工事の入札の際の企業評価の見直し、建設業の合併や提携を進めやすい環境づくりの必要性を述べている。

## 政策上の課題

中小零細企業が抱く関心事のいくつかの問題についての見解をあげてみよう。

### 発注の平準化と中小企業対策

#### 平準化の必要性と効用

労働時間や機械のリース料、さらには労働災害数を四半期ごとに比較すると、毎年、特定の時期に数値が高くなっていることがわかる。これは予算制度が「単年度原則」に縛られることから発注時期が偏ることによって生じる一つの弊害である。国民にとっては結果的に“高い買い物”をしていることになる。また、従来から建設産業の計画的経営や雇用の安定の障害のひとつであると捉えられてきたところであるが、専門工事業ではピーク時対応の技能工が全体の三分の一を占めるといわれる職種もあり、平準化は将来の技能工不足を解消する切り札であるとも言える。

阻害要因となっている「財政法」「地方自治法」に定める「単年度予算の原則」は簡単に変えられるものではないが、先進諸国を見ると、米国では州によってばらつきはあるが、加州やテキサス州では道路工事の90%、英国交通省の道路事業も90%以上が複数年数に亘っており、ドイツでも12ヵ月以上の工期のものが40%を占めている。

わが国においても国の直轄道路工事においては、国庫負担行為の活用等により4割強が複数年度の工事となっている。このように国庫負担行為の活用、工期の設定や竣工時期の調整など、その枠の中で最大限に解決していく方法を考える必要がある。なお、その際、公共投資の70%を占める地方発注の平準化が進展していないことに注意する必要がある。

地方発注の平準化が進展しない背景には、  
①早期発注を担う技術職員の不足。  
②早期発注を支える用地ストックの不足。  
③補助事業におけるゼロ国債や地方単独事業におけるゼ

ロ県債の割合が不十分。④補正予算のウェートの高さ、短かい工期設定。⑤必ずしも高くない委託設計の精度。⑥大型工事の議会承認。⑦多年度施工に適さない小規模工事のシェアの高いこと。⑧地方単独事業の発注時期の問題など様々な要因が指摘されているが、住民に“良いものを安く提供”し、建設産業に対して適正な発注を進める上で地方機関発注の平準化は是非とも推進する必要がある。一方国としても地方発注の平準化に資するよう補助金の交付や工期の設定、竣工時期の調整等について財政当局に理解を求めていく必要がある。

### 競争性の確保を前提とした中小企業への転換

中小企業対策としては、國の方針として発注標準の遵守、分離分割発注の推進等の方針が定められており、地方においては共同企業体による地元企業優遇など、発注段階においても様々な対策が講じられているところである。

このうち、設備工事等の特定の工種を分離して発注するいわゆる分離発注については、単なる中小企業対策としてだけでなく、設備工事業界における最近の技術の進歩等を背景にして活用されてきている。

分離発注方式の活用については、発注者の技術力を踏まえつつ、総合工事業者と専門工事業者のどちらかがより発注者のニーズに適したサービスを提供できるかという観点から、市場競争を通じて選択されるべき問題であり、単に表面的な効率性の観点からだけでは論じられない面も含んでいる。

一方、同じ工種の一つの仕事を単に二つ以上に分ける分割発注については、行き過ぎれば事業執行の効率性を害するばかりでなく、コストアップの原因となり、不良不適格業者の参入を許して眞面目な中小企業の圧迫要因ともなっている。従って、中小企業対策と

しても正当化できないような行き過ぎた分割発注は見直すべきである。

### ダンピングの防止

最近見受けられる建設価格の低迷はバブル期に形成された供給と現在の需要とのアンバランスが基本的な要因であり、公共工事における新しい入札制度に対する不慣れや大型工事から締め出された大手業者が民間の中小工事に進出していることもひとつの要因であると考えられる。したがって、その回復には、需給バランスの回復と建設業者が公共事業の新しい入札制度に習熟するなどの構造的な改善が必要であるが、なお、これには数年はかかると予想される。

このような状況に対し、「著しい低価格受注はダンピングであり、建設業界を疲弊させるものとして取締るべき」との議論もあるが、そもそも「どのような行為をダンピングといふか」についての明確な判断基準はなく、仮に直接工事費を下回る価格の受注がなされたとしても、行政が市場に過剰な介入を行うことは経営戦略上の判断や経営努力によるコストダウンを否定することとなり、結果として市場に適応できない企業を温存し、過当競争体質を温存することとなる。したがって、ダンピングは基本的には業界自身の問題であり、その有効な対策は業界が適正なコスト意識に基づいた競争を行うことであることを業界自身が認識し、企業のトップが率先して業務の適正化に努むべきものである。

しかしながら、建設工事の場合には一般的商品と異なり、①契約の時点での目的となる対象物が存在せず、新たに構築することから求め品質の確認ができないこと、②総合工事業者と複数の専門工事業者が共同して構築するため、重層構造が不可避であることなどの特性を有することから、著しい低価格受注は往々にしてペーパーカンパニー、暴力団などの不良不適格業者の建設市場への参入を許し、

また、工事の手抜きや下請への丸投げ、しわ寄せにより、現場で働く労働者の雇用条件へのしわ寄せが懸念され、いわゆる「安からう悪からう」という結果になり、建設産業自身の破壊のみならず、消費者である国民が被害を被る可能性がある。

また、わが国では過去2回にわたり一般競争入札を導入したが、いずれも失敗に終った。その原因の一端は不良・不適格業者の参入による市場を破壊するような著しい低価格受注であったことに鑑みれば、入札・契約制度の改革を定着させるためには、これを的確に排除することが重要である。

以上の観点から行政は著しい低価格による参入で国民が被害を受けることのないように、また、新しい入札・契約制度の定着が阻害されることのないように、まず暴力団やペーパーカンパニーなど不良不適格業者の排除を徹底する必要がある。

このため暴力団については各都道府県警察と連携して建設業許可（更新）時、あるいは公共工事における指名時に暴力団関連企業の排除を行うとともに、改正された建設業法による許可条件を活用して、必要に応じ許可の取消を行う。また、ペーパーカンパニーなど技術力のない企業については、義務付けられた施工体制台帳の厳重なチェックや、新たに設ける技術者についてのデータベースにより工事ごとの専任技術者の随時チェックすることで排除を徹底する。

公共工事については、低入札価格調査制度の活用や、最低制限価格制度の慎重な利用による入口でのチェックと合わせて、竣工後の厳しい検査による出口のチェックを強化するとともに、その結果を事前審査に再検討することでダンピング防止効果は一層高まるものと期待される。

また、必要に応じ金銭保証を中心とする新たな履行保証体系を活用することでも、金融機関や保証会社の審査能力を通じて不良不適

格業者による著しい低価格落札について一定の抑止効果が期待できるものと思考される。

さらに消費者保護の観点からは、産業界自らが消費者にもわかりやすい一定の品質基準を設けるとともに、民間ビレハブ住宅メーカーが採用している様な業界独自の品質保証の制度を作り上げていくことで、価格だけによらない総合競争が行われればダンピング体質から抜け出すことが期待される。

## 下請として伸びられる 環境づくり

### (1) 元下関係の適正化

わが国建設業における総合工事業者と専門工事業者の関係は、一つの仕事を役割分担して作り上げるパートナーと言われながら、実際は、不況になれば価格のしわ寄せは全部専門工事業者に転嫁され、決して対等な関係ではないと言われている。

一方、専門工事業者も継続的な受注確保のためには、敢てこのしわ寄せに甘んじているといった相互依存の関係にあり、それほど不平等な関係でもないとも言われる。

こうした関係は、建設市場が安定的で、長期的な取引関係が期待できる場合には継続可能であったが、今後、建設市場の競争性が高まり、安定受注が困難になると必ずしも成立しない恐れがある。また、不況になるたびに下請にしわ寄せが生じれば、現場労働者の賃金が下がり、結局、労働条件への悪影響をもたらし、人が集まらなくなることが懸念される。このような状況を改善するためには、究極的には専門工事業者の適正な価格形成力を通じて適正な価格が総合工事業者から専門工事業者に支払われる仕組みを構築することが重要であり、そのためには元下関係の契約の対等性の確保を図ることが必要である。これは、総合工事業者にとっても対等な元下関係、能率的な総合・専門関係を築くことで、今後

の競争環境の中で適切な業者を適切な価格で市場において調達できることにもつながる。

#### 適正化の鍵は専門工事業者の価格形成力次第

元下関係は本来的に民間同士の契約関係にあるので、その適正化の鍵は基本的には総合工事業者に対抗できる専門工事業者の価格形成力次第ということになるが、建設生産システム合理化推進協議会のような個々のビジネス上の力関係とは離れた場において、問題点を洗い出して相互の理解を深めることも元下関係の適正化に役立つことになる。また、このたびの建設業法の改正で元請に義務づけられた施工体制台帳も同様に有効な手段となることが期待される。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、元下関係における対等性確保の見通しが立たない場合には、分離発注・分割発注の要求が益々強まるとともに、行政としては、さらに一步踏み込んだ対応が求められることになろう。例えば、米国のサブコン入札制度（発注者から予め下請リストを作成する）や、英国で広く使われている指名サプライヤ制度（発注者が特定の専門工事業者を契約の内部に特約的に組み込む制度）などが、行政が公共工事の元下関係に直接介入する手法を策定することで参考になる。

#### （2）専門工事業の強化

市場競争の激化により系列化が緩んでいけば、元請企業の支配構造が弱まり、専門工事業の自立の可能性が高まる状況が生じてきている。

一方、今後の建設投資予測からは、施工に実際たずさわる企業の受注はある程度確保されていると言える。しかし、従来の細分的・重層的下請構造のままでは、下請業者から「自立した活力ある専門工事業者」への転換は困難である。したがって、この機会を捉えて、従来の下請構造・元請依存体制を排し、対等なパートナーとしての専門工事業の地位を確

立するためには、まず第一に、専門工事業自身が技術・技能と経営力を磨き、受注の不安を乗り越えて、適正な価格でその持てる技術を販売するという構えが必要である。

一面、行政に対しては、技術力で勝負する専門工事業の育成を支援していく視点から、その評価制度を確立して欲しいという期待も強い。しかしながら、現行の企業評価制度は、本来公共工事の元請を評価する仕組みであり、発注者にしか公開されないなどの制約もあることから、専門工事業者の企業評価制度としては、十分な機能を果していなかった。

このため専門工事業者の技術力評価は往々にして元請の一方的評価に陥りやすく、その結果、片務性や価格のみの競争による下請への悪影響が生じる傾向にあった。今後は元下関係の適正化の観点から、専門工事業の技術力・施工力を評価し、建設生産システムの中で活用できる仕組みを検討する必要がある。

政策大綱では結びに、建設産業が建設活動を通じて社会に貢献するためには、各建設産業ごとのビジョンづくりと、各建設企業ごとに中長期の経営方針づくりを提唱している。

建設省は、近く第2次構造改善推進プログラムを引き継ぐ新・構造改善戦略プログラム（目標を2000年とする5年間のプログラム）を策定し（6月中旬発表予定）、民間の自主的な取り組みに積極的支援を行うこととしている。

#### » 註記 «

建設省は、本政策大綱に盛られた「政策の基本方向」を踏まえ、現行建設業法の附則別表に掲げる28業種を大枠の数業種にまとめの検討を開始したほか、一定の資産がある会社であれば経常損益が赤字であっても入札への参加を認めるなど、入札の参加資格制度を見直す方向で検討していくこととした。（W）

# 公共工事に導入が見込まれる 「履行ボンド制度」について

建設省は、公共工事に関する工事完成保証人制度の廃止に代わる新しい履行保証制度として「履行ボンド（保証証券）制度」の導入を決め、実施に必要な関係政・省令等の改正を行い、平成8年度から採用することとした。

履行ボンド制度は、ボンド引受機関（損保会社）が約定された保証金額の範囲内で工事の完成（役務的保証）または約定された保証金額の支払い（金銭的保証）を保証するものである。

また、履行ボンド制度は、役務的保証機能を有しているが、工事完成保証人制度のように工事の完成そのものを直接的に保証する制度ではない。即ち、万一請負者に債務不履行が発生した際には、約定された保証金を支払うか、あるいは、代替施工業者を選択するなどして工事を完成させるかの選択はボンド引受機関に委ねられている制度であり、契約金額に対する保証金の割合（付保割合）の定め方により、当該履行ボンドの保証機能が変化することとなる。

具体的には、発注者が役務的保証を期待する場合には付保割合を高く定め、ボンド引受機関が約定保証金の支払いに代えて役務的保証を選択するようにする必要がある。

その際、付保割合を高めると保証料も増加することから、無闇に保証割合を高めることは適当でなく、代替業者に残工事を施工させることによって生ずる増加費用を勘案して定めることが適当である。

## ○履行保証に係る経費の取扱い

履行保証に係る経費は、第一義的には請負者が負担すべきものである。しかしながら、

入札価格は履行保証経費を含んだ価格により形成されるものであることから（一般的には入札価格に上乗せする）建設工事のコストアップという形になり、結果的には発注者が間接的に当該履行保証経費を負担することになる（図表参照）。

履行ボンド引受機関は、今のところ国内保険会社23社が名をつらねており、保証料率は各社共通のものが設定されている。

## ○中小企業に対する信用補完制度

中小建設業者に対する支援措置は、現段階では特に講ずる必要はないものと考えられる。ただし、将来、中小建設業者が履行保証を得られない等の問題が生じた場合には、改めて検討する必要が生ずるものとしている。

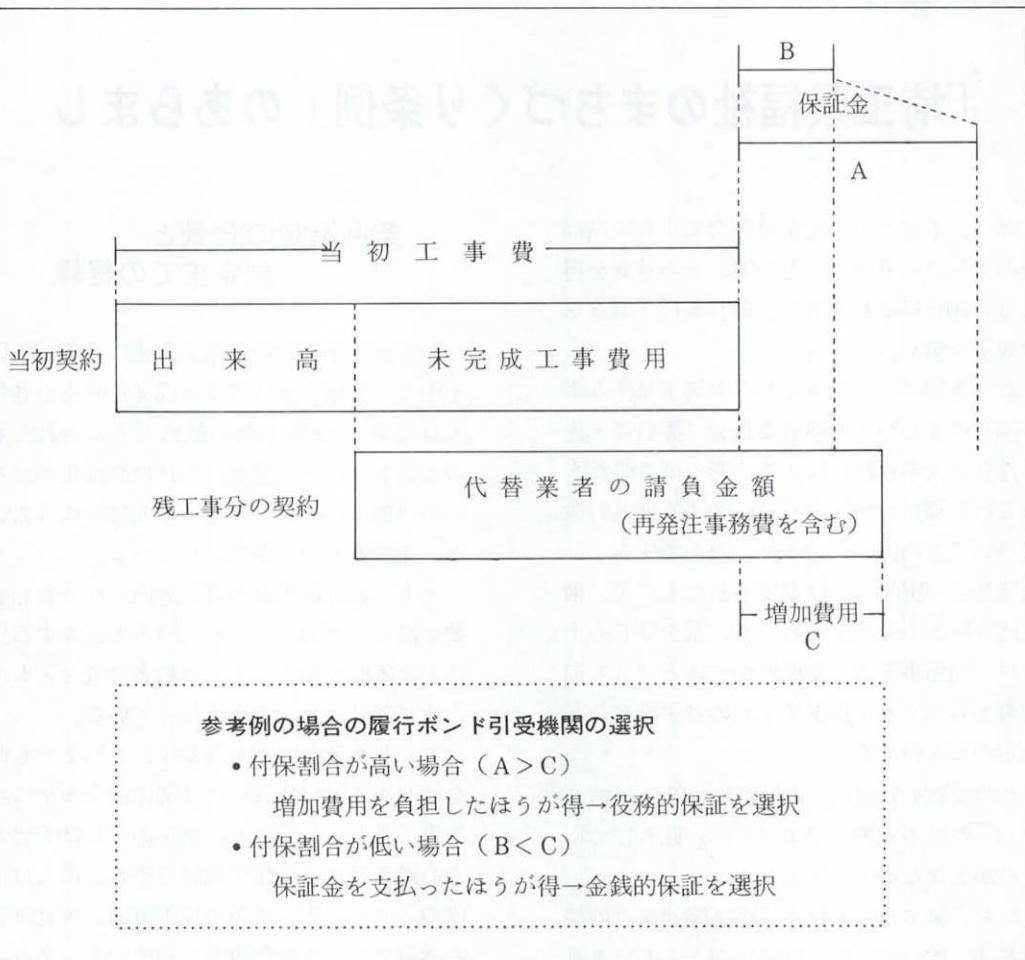
## ○履行保証体係への移行の時期

工事完成保証人制度を廃止し、新たな履行保証体系の定着には、まず、移行するための条件整備（契約約款や財務規則などの整備）に一定の期間が必要である。建設省においては既に準備作業を進めており、準備が整い次第段階的に順次移行する方針である。なお、都道府県等に対しては新たな保証体系を勧告の形でこれを提示し、制度の選択及び運用については自主選択に委ねることとしている。

いずれにしても、平成8年度からは、現行の工事完成保証人制度を全面的に廃止し、本格的に新体系に移行するものとしている。

なお、市町村に対しては、地方公契連を通じ理解を求めるものとしている。

## 履行ボンド制度の概要



## 発注者が履行保証措置等を選択する場合の考え方

- 金銭的保証措置： 経済的損失の補填で足りる場合（通常の場合）
- 役務的保証措置： 発注者の体制が不十分な場合や施設の供用開始時期の関係等から、経済的損失の補填のみでは不十分な場合
- 履行保証措置の免除： 請負者が債務不履行に陥る可能性や、債務不履行時の影響等を勘案して、履行保証措置が不要な場合

## 「埼玉県福祉のまちづくり条例」のあらまし

県は、本年2月の定例県議会に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を提案、その承認を得て3月20日にこれを公布、即日施行（第3章の規定を除く。）した。

この条例は、平成6年12月の埼玉県住みよい福祉のまちづくり検討委員会（委員長・佐藤進立正大学教授）による「彩の国さいたまにおける福祉のまちづくりに関する推進方策について」の提言を踏まえ、豊かで住みよい地域社会の実現に向け制定されたもので、構成は4章28条の条文からなり、県をはじめ市町村、関係事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための手続きなどを定めたものである。

この条例の特質は、「事業者の責務（第5条）」「県民の責務（第6条）」を明示しているのが大きなポイントである。

なお、第3章における「生活関連施設の整備基準」については、関連規則とともに8月を目途に整備し、これを公表、以後周知を図ったうえ、平成8年4月1日以降実施に移すことになる。

### 普及推進及び資金融資

県は、本条例の施行に当たり条例の普及推進を図るため「福祉のまちづくり推進委員会」を設置するほか、「設計サイドブック」を作成し関係者に提供する。また、福祉のまちづくりを広く民間施設等に普及するため、条例の整備基準により生活関連施設を新設、改善する民間事業者に対し、資金の低利貸付（限度額1億円）を行うこととし、本年度当初予算に15億円（融資枠）を計上した。

### 条例策定の背景と 制定までの経緯

わが国老人人口の比率が急速に高まっている中で、本県においては平成4年時点の老人人口比率は8.9%と全国最低とみなされたものが、ここにきて急速に人口の高齢化が進み、この状態でいくと25年先の平成32年には22.1%に達するものと予測されている。

一方、心身障害者の自立志向、社会参加意欲が高まっており、これら障害者に対する生活上の障壁を除くことが高齢者対策とともに行政に課せられた責務となっている。

こうした社会情勢を背景に、これまで県をはじめ市町村においては関係法令の下に諸施策が講じられてきた。例をあげれば障害者や高齢者のための住宅施設の整備、出入口階段のスロープ化、歩道の段差解消、視覚障害者誘導ブロックの敷設等一連の対策である。

県は、平成5年8月、知事の要請を受け「埼玉県住みよい福祉のまちづくり検討委員会」を設置、埼玉県における福祉のまちづくりの推進方策について、検討を委ねた。

同委員会では、福祉のまちづくりに対する国等の取り組みを始め、埼玉県が取り組んできた過程から見とった現状及び問題点などを踏まえ検討を重ねた結果を「彩の国さいたまにおける福祉のまちづくりに関する推進方策」としてこれをまとめ、平成6年12月、知事に提言の形で答申、その中に「福祉のまちづくり条例（仮称）」の早期制定の必要性が提言されたのである。

## 埼玉県福祉のまちづくり条例（条文全）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「生活関連施設」とは、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行その他不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、公共交通機関の施設、公園及び道路をいう。

#### （県の責務）

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （市町村の責務）

第4条 市町村は、福祉のまちづくりに関し、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業の用に供する施設について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

#### （県民の責務）

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

### 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

#### （施策の策定等に係る基本方針）

第7条 福祉のまちづくりは、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

一 高齢者、障害者等が地域社会の中で安心して生活し、かつ、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、民民一人一人がその果たすべき役割を認識して積極的に行動する気運が醸成されること。

二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動できるように道路、公共交通機関の施設等が整備されるとともに、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように建築物、公園等が整備されること。

2 知事は、前項に定める福祉のまちづくりについての基本的な考え方のとおり、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、福祉のまちづくりに関する基本方針を定めるものとする。

(啓発活動)

第8条 県は、福祉のまちづくりについて、県民の関心と理解を深めるため、知識の普及、情報の提供その他の啓発活動を行うものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉のまちづくりを推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市町村との連絡調整)

第10条 県は、福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 生活関連施設の整備

#### 第1節 生活関連施設の整備基準の遵守等

(整備基準の遵守)

第12条 生活関連施設の新築若しくは新設又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、規則で定める高齢者、障害者等が出入り、廊下、階段、エレベーター、便所等を円滑に利用できるようにするための構造及び整備に関する基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であるときは、この限りでない。

(生活関連施設の改善)

第13条 生活関連施設の所有者又は管理者（管理する施設を整備基準に適合するよう改善する権限を有する者に限る。以下同じ。）は、当該生活関連施設について、整備基準に適合するようその改善に努めなければならない。

(適合証の交付)

第14条 知事は、生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該生活関連施設の所有者又は管理者に対し、適合証を交付するものとする。

(維持保全等)

第15条 生活関連施設の所有者、管理者及び占有者は、当該生活関連施設の整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 生活関連施設の利用者は、当該生活関連施設の整備基準に適合している部分の機能の妨げとなる行為をしてはならない。

#### 第2節 特定生活関連施設の新築等の届出等

(届出)

第16条 生活関連施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの（以下「特定生活関連施設」という。）の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定生活関連施設設置者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 特定生活関連施設設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 特定生活関連施設の所在地
  - 三 特定生活関連施設の用途
  - 四 特定生活関連施設の新築等の区分及び規模
  - 五 特定生活関連施設の構造及び設備（整備基準に係るものに限る。）
  - 六 その他規則で定める事項
- 2 特定生活関連施設設置者は、前項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- （特定生活関連施設設置者に対する指導及び助言）

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定生活関連施設設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（工事完了の届出）

第18条 特定生活関連施設設置者は、当該特定生活関連施設の新築等の工事が完了したときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

（検査）

第19条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の構造及び設備について検査するものとする。

（適合状況の報告及び改善計画の提出）

第20条 特定生活関連施設の所有者又は管理者は、知事が要請したときは、規則で定めるところにより、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、特定生活関連施設の所有者又は管理者に対し、当該特定生活関連施設を整備基準に適合するよう改善するための計画を記載した書面（以下「改善計画」という。）の提出を求めることができる。

3 特定生活関連施設の所有者又は管理者は、前項の規定により改善計画の提出を求められた場合において、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により当該特定生活関連施設を整備基準に適合するよう改善することが著しく困難であるときは、改善計画を提出しないことができる。この場合において、当該所有者又は管理者は、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

（特定生活関連施設の所有者等に対する指導及び助言）

第21条 知事は、前条第1項の規定による報告、同条第2項の規定による改善計画の提出又は同条第3項の規定による書面の提出があった場合において、必要があると認めるときは、当該特定生活関連施設の所有者又は管理者に対し、指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第22条 知事は、特定生活関連施設設置者が第16条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は届出と異なる工事を行ったときは、当該特定生活関連施設設置者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、特定生活関連施設の所有者又は管理者が第20条第1項の規定による報告をせず、若し

くは虚偽の報告をし、同条第2項の規定による改善計画の提出をせず、又は同条第3項の規定により提出する書面に虚偽の記載をしたときは、当該所有者又は管理者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公 表)

第23条 知事は、特定生活関連施設設置者が前条第1項の勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定生活関連施設設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定生活関連施設又は特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の構造及び設備について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に関する特例)

第25条 第16条から前条までの規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下この条において「国等」という。）については、適用しない。

2 国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、知事にその内容を通知しなければならない。

3 知事は、国等に対し、その所有し、又は管理する特定生活関連施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

4 知事は、第2項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該国等に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

第3節 雜 則

(委 任)

第26条 この章に規定するもののほか、生活関連施設の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 旅客車両及び住宅の整備

(旅客車両の整備)

第27条 鉄道事業者及びバス事業者は、旅客輸送の用に供する車両について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第28条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成8年4月1日から施行する。

## 行政情報(2)

# 住宅建設に「履行ボンド制度」導入を検討

### 建設省

建設省は、このほど損害保険会社が住宅建設業者の施工能力を審査し、住宅の完成を保証する「履行保証証券（ボンド）制度」を民間住宅建設に導入する方向で検討を始めたことを明かにした。

このボンド制度は、損害保険会社が施主の求めに応じ住宅建設会社の経営状態や施工能力などを審査し、住宅の完成を保証する証券を施主に発行（施主は損保に保証料を支払う。）し、工事の中途にて業者の倒産など不測の事態から施主を保護するものである。

同制度が普及している米国では、施主が支払う保証料は施工総額の0.5～1.0%程度。ボンドを受けていない銀行は施主に住宅建設のための融資を行わないといわれている。

資金繰りの悪化や倒産などで受注した建設業者が住宅を完成することが困難となった場合、損保会社は他の建設会社を探して住宅を完成させたり、施主に損失分の金銭を支払うことによって保証するものである。

住宅完成前に業者が倒産すると、施主は損害賠償を請求するなどの対応に迫られるが、ボンド制度を活用すればこうしたトラブルは解消できる。

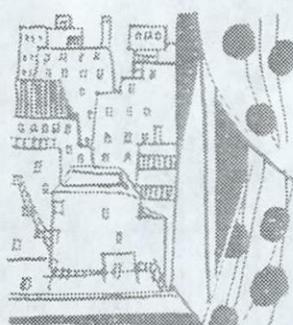
住宅金融を受ける場合、民間金融機関は一般に完成する住宅を担保にとり、住宅ローンで融資している。消費者に融資するのは住宅が完成した後になるため、建設業者は建築中には施主から資金が受けとれず、この間手形決済などで資材の調達を行っているのが通例である。

ボンド制度が導入されれば住宅の完成が保証されるため、金融機関は住宅の完成をまた

ずに早目にしかも多額の資金を融資できるようになり、その分支払いに回わせることができ、建設業者も資金の調達に当てる手形決済が少なくなり金利負担の軽減が期待できる。

建設省は、こうした有利に展開する金融面から、施主が支払うボンドの保証料も建設資材調達コストの引き下げが見込めるため、施主が負担する総建設費の増加にはつながらないと判断している。また、ボンド制度を定着させるため住宅金融公庫の融資の仕組みを見直し融資面での優遇措置の検討をも行うとしている。

なお、建設省としては、ボンド制度の導入目標を平成9年度とし整備を図るとしているが、当面の問題は、損保会社が住宅建設会社の経営評価能力が十分でないとみており、審査方法のノウハウの提供などの支援策が検討課題としてあげている。



## 「秩父音頭の発祥の地」

### みんなが安心して生活できる 快適な町の建設を目指して



皆野町長 設 楽 一 夫

#### はじめに

皆野町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、まわりは蓑山、大霧山、皇鈴山、宝登山、城峯山などの山々に囲まれた美しい自然と環境に恵まれた人口12,724人（平成7年6月1日現在）の町です。町の総面積は63.61km<sup>2</sup>で、その約6割を山林・原野が占め、町の中央には国道140号と秩父鉄道が走り、また荒川が流れ、その右岸が帶状に開けています。

皆野町といえば、「秩父音頭」「花（桜）の美の山」「登谷山牧場」など多くの観光資源もあげられますが、隣町の「長瀬岩畠」や「秩父夜祭」に挟まれた町というイメージをもつかたが多いようです。



▲秩父音頭発祥祭々典

▼秩父音頭流し踊りコンクール



現在、町では「みんなが安心して生活できる快適な町の建設」をビジョンに第3次総合振興計画（基本構造・基本計画）を策定中であります。策定にあたりましては、平成9年度に埼玉・山梨両県を結ぶ「雁坂トンネルの開通」や同じく、埼玉県の県内1時間道路網構想による地域高規格道路とした「一般国道140号皆野寄居バイパス有料道路の開通」などが予定されておりますことから、秩父地域に大きな変貌も予想されます。

そこで、21世紀を目前にひかえた今、皆野町としても単なる通過地とならないよう地域の特性を生かした、文化や歴史、自然など十分に活用したまちづくりをすすめてまいります。

#### 秩父音頭まつり（8月14日）

この唄と踊りの発祥については必ずしも定かではありませんが、今からおよそ200年前の文化文政期とされています。この時期は、

秩父も地方の時代といわれる江戸文化経済の流出圏に浴しており、とみに盛んになった観音信仰に随伴して流入した江戸歌舞伎や、秩父人の生業とした養蚕の定着などが発祥の媒体となっています。

昭和初期、永い年月によって変貌衰退したこの踊りを、秩父の俳人金子伊昔紅氏が広く公募した歌詞と、吉岡儀作氏の節をもって秩父豊年踊りとして再び公の場に披露されて以来、埼玉県一円に急速に踊り唄われ昭和25年に埼玉県の代表民謡として、その名も「秩父音頭」と改名されました。

秩父音頭の踊りの手振り身振りの中には、秩父人の生業である養蚕や農耕の仕事など、あるいは、霧に濡れた手鏡に顔を写してみる女の性、そして踊りの荒々しい屈伸動作は山峡生活者の足腰の強さを現すなど、厳しい風土と素朴で強靭な秩父人の心意気が余すところなく盛り込まれ、歌舞伎の型や蚕具、習慣などを垣間見ることができます。



秩父温泉「満願の湯」

お囃しは、軽快な小太鼓と、華やかな鉦を底流として衰調切々たる笛が絡み、肺腑を抉る大太鼓に山峡独特のハーモニーを作り出します。

この秩父音頭まつりは、毎年8月14日に行われ、発祥地の山々にこだまする本場の音頭の中、県内各地から多くのかたの参加により、流し踊りコンクールが行われます。また、美の山（蓑山）から打ち上げられるスターマイソンや2尺玉は祭りを一層盛り上げ、夏の夜空を彩ります。

### 温泉と歴史・文化によるまちづくり

平成元年3月に国の承認を受け、『感性と共感』を基調とした秩父リゾート整備構想を推進するうえからも、当町に湧出している温泉（「秩父温泉満願の湯」）活用施設である「水と緑のふれあい館」がオープンし、さらに本年6月には、地域固有の歴史や文化など

地域の特性を生かし、多目的に活用できる「わく・ワクセンター」をオープンいたしました。今後は、これらを拠点とする『秩父国際芸術文化村構想』に基づき、地域文化の保存や伝承などにより、だれもが参加できる活力あるまちづくりをすすめてまいります。

### おわりに

今年度、第3次総合振興計画の策定により、21世紀へ向けての新たなスタートが目前であります。策定にあたっては、住民の声が反映し、計画的な行政運営を図ることにより、将来像である「みんなが安心して生活できる快適な町の建設」を町民と共に目指し、そして、最大限の努力をしてまいる所存であります。



左：わく・ワクセンター、右：水と緑のふれあい館

## 連合会の動静

# 平成7年度（第16回）通常総会 新事業計画を可決、新発足

当連合会は、6月19日午後2時30分から建産連会館センター棟2階第1会議室において平成7年度通常総会を開催し、平成6年度事業報告、同収支決算並びに平成7年度事業計画、同収支予算など一連の各案件を上程、いずれも原案のとおり可決承認のあと、一部役員の補欠選任を行い、新年度へ向けスタートを切った。

定刻、立石専務理事の司会で開会、町田副会長が開会の言葉

を述べ、続いて斎藤会長が挨拶に立ち、取り巻く一般情勢を述べたあと、このたび発表の建設産業政策大綱策定の眼目、①適正な競争を通じて「よいものを安く」国民に提供する。②「新しい競争の時代」にあって建設産業が自信と活力を取り戻す。この2点に絞れる。これに応えるため元下関係の適正化を重視する一方、経営力、技術力に優れた企業が生き残れるものとして、自助努力を求めている。ここで建産連の果たす役割は極めて大きいものといえる。今後当建産連としては政策大綱に示された「自信と活力」を取り戻せるための施策を積極的に推進すべきことを述べたうえ、本席提案する一連の議題審議を要請した。

引き続いて、議長に安藤副会長を選任して議事を進めた。



### 議事経過の概要

#### 議案

- 1 平成6年度事業報告の承認について
- 2 平成6年度一般会計収支決算の承認について
- 3 平成6年度特別会計収支決算の承認について
- 4 平成7年度事業計画（案）について
- 5 平成7年度一般会計収支予算（案）について
- 6 平成7年度特別会計収支予算（案）について
- 7 役員の補欠選任について

以上

まず、議長は、第1号～3号議案を一括上程し、事務局の説明を求めた。

金井常務理事が立ち、総会資料に基づいて逐次説明、説明の終った段階で議長は監事の

監査報告を求めた。

3監事を代表して小林文武監事が立ち、4月18日協会事務局において関係者立ち会いの下に収支状況及び事業実施状況を精査、いずれも事実と相違ないことを確認した旨報告。

ここで議長は、関連質疑を問うたうえ採決を説いた。その結果、全員の同意によりいずれも原案をもって承認することに決した。

次いで第4号～6号議案を一括上程し、事務局の説明を求めた。

金井常務理事が立ち、総会資料を基に説明を行った。

はじめの事業計画案については、前段にて景気は依然として低迷、先行き不透明感が強く、受注競争の激化は下請等の企業へのシワ寄せなど様々な問題が生じ、その対策が強く求められているなどの問題点をあげ、このたび策定された「建設産業政策大綱」の趣旨を踏まえ、建産連が果たすべき役割を認識しながら会員団体相互の連携、協調体制をより強固なものとし、関係機関の協力を得ながら事業を積極的に実施するものとする——として具体的な事業実施項目を掲げた（別掲の平

#### 成7年度事業計画骨子参照)

次の平成7年度一般会計収支予算については、会員団体に対する会費賦課基準を提示、編成の基本は前年度実績を勘案、特に支出の面においては一般経費を努めて圧縮、反面義務的経費並びに維持修繕費の増加見込みで対処するなどの配慮を行い、対前年度比1,190万5千円増の収支均衡の1億3,239万6千円を計上した。

一方、特別会計では、同じく前年度実績を基本に編成、前年度比161万円増の2,914万9千円を計上した。

説明の後議長採決の結果、全員の同意によりいずれも原案をもって承認することに決した。

続いて第7号議案、役員の補欠選任を行った。このことは会員団体の役員改選に伴って連動して行われたもので、各団体からの推薦に基づき行われるいわば役員の交替であり、下記のとおり交替理事の就任を承認して全議事を終了した。

議長の降壇に続いて松本副会長が閉会の言葉を述べ、平成7年度通常総会の幕を閉じた。

#### 新任理事

#### 所属団体名

関根 宏	((社)埼玉県建設業協会)
岩堀 徳太郎	((社)埼玉県建設業協会)
菊池 平三郎	(東日本建設業保証(株)埼玉支店)
瀧澤 源二郎	((社)埼玉県建築士事務所協会)
首藤 淳	(建設業労働災害防止協会埼玉県支部)
阿野 昭三郎	(埼玉県環境安全施設協会)
関口 雅之	(埼玉県総合建設業協同組合)
泉 和郎	(埼玉県地質調査業協会)以上

#### 懇親会開く

総会閉会後席を同会館センター3階大ホールに移し、土屋義彦知事、秋山清県議会議長の両者をはじめ県関係部局の幹部、関係機関並びに関連金融機関、報道等の関係者を来賓

として迎えて懇親パーティを開催した。

来賓を前にして挨拶に立った斎藤会長は、これまで県をはじめ各界より寄せられた指導支援に対し謝意を表したあと、次のとく述べ所信を明かにした。

わが国経済は、緩かな回復基調にあるとい

われているが、その足取りは重く、殊に建設需要は住宅を除きまことに低调に推移、建設産業界は一様に厳しい状態にある。幸い国をはじめ県におかれては公共事業の大幅前倒しという執行方針を打ち出され、業界として大いに期待しているところである。

先に建設省は、新しい建設産業政策を進める上の基本方向を示す建設産業政策大綱を策定し、これを公表された。

これは新しい競争の時代に突入した今日、建設産業界に対し自信と活力を取り戻させるため指針と受けとめている。また、本大綱に基づく行動計画として向う5カ年にわたる新構造改善戦略プログラムをまとめ民間の自主的な構造改善への取り組みに対する行政面からの支援策を盛っているのである。

当建産連としては、こうした行政施策を戴し、県をはじめ関係当局の指導をも仰ぎつつ各種施策を展開し、県民に対する信頼はもとより、活力と魅力ある建設産業の実現に向か、会員団体一丸となって取り組んでいく考えを表明した。

続いて登壇祝辞に立った土屋知事は、これまでの建設行政の一端として諸制度の改革に言及、入札・契約制度の改善は「不正の起きにくい」システムとすることを目的に、制度全般にわたる透明性・客観性と競争性の向上を図ったものとして理解を求めたうえ、事業執行に際しては終始一貫地元企業の育成を強く幹部に指示していることなど地元優先を前面に對処していることを明かにした。

続いて、中小企業支援対策をはじめ本年度の重点事業のいくつかをあげ、さらに新都心の将来像を述べ、彩の国さいたまが関東圏における行政の中心的役割を担うこととなるとその展望を述べ、最後に埼玉建産連が社会基盤整備の担い手として県政に対する支援方要請があった。

続いて登壇の秋山県議会議長は、県議会は県行政を支える車の両輪として現土屋県政を



祝辞 土屋知事 ▲



▼ 秋山県議会議長

支援していく考え方を明かにしたうえ、当建産連に対しては現下の厳しい経済情勢の中での地域経済の推進的役割を担うものとして、特に公共事業の上半期大幅前倒し発注に理解を示し、側面から支援の労をとることを約束、一方、業界の健全な発展に一層の努力を期待すると激励の言葉を寄せた。

続いて来賓の紹介を行い、古木守靖県土木部長による乾盃の音頭により開宴、来賓を囲んで歓談を重ねること時余にして西島昭三県出納長の力強い手締めをもって宴を閉じ散会した。



# 平成7年度事業計画の骨子

緩やかながら回復の兆しを見せてきた景気も円高、低迷する株価などにより水を差しかねない状況にある。建設産業界を取り巻く環境も公共事業は堅調に推移しているものの、民間設備投資は依然として停滞しており極めて厳しい企業経営を迫られている。

一方、入札・契約制度の改正による地方自治体の試行では、一部のダンピングを始め専門工事企業へのシワ寄せなど様々な問題が生じており大変憂慮される事態にあり、その運用の改善策が強く求められている。

こうした状況にあって、新しい建設産業の将来像と今後の産業政策の基本方針を明らかにする「建設産業政策大綱」が策定され、その行動計画として「新構造改善戦略プログラム」が示される。

今後激動する「新たな競争的環境」の下で、「政策大綱」「新戦略プログラム」に基づき、従来にも増して構造改善事業等の積極的な推進を図ってまいる必要がある。

当連合会は、このような諸情勢と果たすべき役割を認識しながら、会員団体相互の連携、協調体制をより強固なものとし、また関係諸機関等の協力を得て、次に掲げる事業を積極的に実施するものとする。

## 1 調査研究事業

建設産業に係る構造改善等の推進を図るための各種調査等の実施。

## 2 研修事業

- (1) 会員団体構成員の知識向上に役立てるため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き、講演会、研修会を開催する。
- (2) 会員団体構成員の資質の向上等に資するため、文化施設、先端企業等の視察、見学を行う。
- (3) 「建設産業政策大綱」、「新構造改善戦略プログラム」等の説明会の開催等。

## 3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」や「新構造改善戦略プログラム」の趣旨に則り、諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の活発な活動を支援するため、庶務事務を積極的に実施する。
- (2) 埼玉県が主導する構造改善推進協議会の事業に積極的に参画するとともに新構造改善戦略プログラムに基づく事業の推進をはかる。
- (3) 会員団体構成員の知識、技術の向上に資するため関係団体等との共催により経営講習会、研修会を開催する。
- (4) 元・下関係の具体的検討や情報交換等懇談会の開催。

## 4 情報の収集・提供

- (1) 国、地方公共団体の行政施策、公共事業予算、建設産業界の動き、その他経営、労務等に關

する情報を収集し、適時に会員団体に提供する。

- (2) 機関紙「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体、その他関係機関等に提供する。

## 5 建議、陳情等の活動

社会資本整備の促進、建設産業の振興、その他建設産業に係る諸問題の解決等を図るために、必要に応じて隨時、国及び地方公共団体、その他関係機関に対して建議、陳情等を行う。

## 6 連絡調整事業

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するため、会員団体主催行事への参加をはじめ、必要に応じて団体相互間に関連する事業について、連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体、その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、相互に関連する事業について連絡会議等を開催する。
- (3) 会員団体相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年の年初めに新年賀詞交換会を開催する。

## 7 啓発宣伝事業

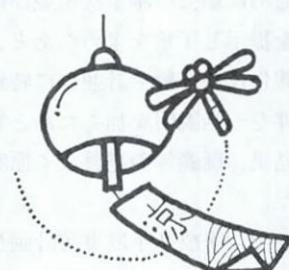
- (1) 建設産業の重要性等を広くアピールするとともに国づくりまちづくり産業キャンペーン事業として、前年度と同様、県内の公立小・中学校の児童・生徒を対象に「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 埼玉の建設産業のPR等を図るため、平成8年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 彩の国さいたま並びに建設産業のPRのため、各種の広報等を行う。

## 8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の維持管理を適切に行うとともに、管理費の節減に努め、会議室等の効率的な利用を図る。
- (2) 会館等利用者の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練及び防災思想の啓蒙を行う。

## 9 全国建産連事業との協調

(社) 全国建産連の事業活動に参画し、全国的課題の達成等に協力する。



## 理事会・委員会報告

### 理 事 会



当連合会は、5月8日正午から建産連会館センター棟2階第1会議室において、今年度初の理事会を開催し、来る6月19日開催予定の第16回通常総会の運営方法並びに付議する一連の議事案件の審議を要請したあと、報告事項3件について説明を行った。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、依然として先の見えない経済の行方、なかんずく上半期79%前倒しとする公共事業も見てこない。期待のさいたま新都心事業に対する地元参入も明確性を欠くなど、取り巻く情勢には明るい陽射しが見てこないと厳しく分析、建産連として重ねて行動を起こすことの必要性を述べ協力を求めたうえ、本席提示する平成7年度通常総会付議要件の審議を要請して議事を進めた。

はじめに総会の議事次第並びに来賓招待者名簿を提示し了承を求めたあと、平成6年度事業報告及び一般会計並びに特別会計収支決算案件を一括説明を加えたあと質疑を求めた。その結果、疑義等の発言なく原案として了承を得た。

次いで、平成7年度事業計画及び一般会計並びに特別会計予算の各案を提示、それぞれ

説明を行ったあと質疑を求めた。

特に一般会計予算においては会費収入面に生ずる一部の増減、建物及び施設の修繕費などに見られる支出増について説明を加え了承を求めた。その結果各案とも了解が得られいずれも原案とすることで了承を得た。

最後に役員の補欠選任の件については、会員団体の役員異動によって連動して選任が決まるものとして了解を求めた。

以上をもって議題審議を終了。続いて事務局よりの報告事項として、①当建産連が先に行なった「就職（進学）希望等に関する在校生の意識調査」に対する報告。②県が定め6月1日以降の入札に適用する「入札制度の新たな適用基準等について」。③県が定めた「公募型指名競争入札試行要綱」の各資料を提示して参考に供した。

なお、席上本年3月発足の「彩の国さいたま魅力づくり推進協議会」の申し合せによるPR活動としての屋外標柱（「豊かな彩の国づくり」を三面表記）の設置を提案、その同意を得た。この標柱は通常総会までに当会館前庭に設置することとなる。（巻末写真参照）

以上をもって会議を終了、午後2時散会した。

### 広 報 委 員 会

4月28日正午から建産連会館1階の特別会議室において本年度初の広報委員会（松本孔志委員長）を開催し、建産連ニュース第64号発行に関する報告、同65号の編集方針について意見交換を行ったあと、平成7年度ポスター・絵画コンクールの実施及び彩の国さいたまPR用の立看板の設置について協議した。

はじめ挨拶に立った松本委員長は、景気がいまひとつはっきりしない状況下、このところ連日暗いニュースを流し続けているマスコミの報道ぶりを批判、明るい話題がないものかと心境を述べたうえ、建産連ニュースは本



来るの使命を大事に、努めてその任を果すよう  
にしたいものと述べ、協力要請を行い、引き  
続いて議事を進めた。

まず、建産連ニュース第64号について事務  
局よりの説明を求めた。金井常務理事が立ち、  
予定のとおり4月15日付発行にて配布を終った  
旨報告のあと、目次を追って記事の視点を  
述べ、一部当初編集案時の変更のあったこと  
を説明して了解を求めた。

これに対し、委員側から一応の評価を得た  
が、本文活字が細い（薄い）との指摘もあり、  
次号からは正していくとして了承を得た。

次いで、同第65号（7月15日付）の編集方  
針について、その編集案に対する説明を行っ  
た。特別意見はなかったが、前回に話題にの  
ぼった「震災対策」の取扱いについての質疑  
に対し、現状説明を行う。また、「製造物責  
任法」（P・L法）の解説の記事化の要望な  
どが出た。事情を述べ合った結果、課題とす  
ることとした。

続いて、彩の国さいたまPR用として立看  
板の設置について説明した。このことは先に  
彩の国さいたま魅力づくり推進協議会が提唱  
したもので、当連合会としてもこれに応えること  
としたいと、まず、設置方法並びに構造を具  
体的（サンプル）に示し意見を求めた。

結論は、来る5月8日の理事会に付議し、  
その結果により具体化することを了承、最後  
に次回の委員会を7月25日開くことを決めて  
散会した。

## 研修指導委員会

### 施設見学・秩父ミューズパーク観察行

当連合会は、4月20日研修指導委員会事業  
の一環として著名施設の見学会を実施した。

今回は、埼玉県が主導で進めほぼ完成に近  
い秩父ミューズパーク施設見学行で、参加は  
安藤晃委員長をはじめ研修指導委員会メンバ  
ーほか会員団体会員の35名。

一行は、午前9時チャーター（埼玉交通）  
した大型バスにて建産連会館前を出発、外郭  
環状、関越高速、国道140号という径路で一路  
目的地に向う。正午過ぎ現地中央駐車場に到着、ここで秩父公園建設事務所職員小島英  
一郎主任と五野上和美主事の出迎えを受け、  
構内レストランにて昼食を供にし、小憩の間  
公園施設の概略説明を受けたのち前記事務所  
職員の案内にて主な施設を約1時間30分にわ  
たって巡った。

### 全構想実現への先導的役割を担う

この秩父ミューズパークは、昭和62年5月  
成立の総合保養地域整備法（通称・リゾート  
開発法）に拠り埼玉県が策定の「秩父リゾー  
ト地域整備構想」が平成元年国の承認を受け、  
その先導的役割を果たす施設として整備、こ  
れに民間活力を導入しながら全体構想を実現  
していくとするものである。

整備計画地域は、秩父市と小鹿野町にまた  
がる標高380mの緑豊かな長尾根丘陵の面積  
375haという広大な敷地を占め、ここをスポ  
ーツの森ゾーン、センターゾーン、文化の森  
ゾーンに分け、それぞれを延長3km、幅員  
18mの大遊歩道「スカイロード」で結び、芸  
術・文化・スポーツの施設をバランスよく配  
置することによって共存する新しいタイプの  
公園である。

一行が案内に従って行くスカイロードは、



秩父リゾート全容説明を聞く一行

長尾根丘陵のいわゆる尾根のゆるやかな起伏をたくみによじり、道路敷はブロック敷とカラー舗装で使い分け、随所に休憩舎を設け、左右の緑地は芝張りが見事、両側の小山、傾斜地はコナラ樹林が原生林の美しさを残す。サイクリング道路が沿うて走る。これらの設計にはここに住む小動物の生態に配慮、随所に獣道を設けてあるとか。

主な建物施設では、芸術の分野で目につくのが音楽堂、正面はギリシャ神殿風、つづく野外ステージは円型劇場のイメージといずれも古代ギリシャ建築になぞらえたという。また、スポーツの分野では、十分ゆとりを採ったテニスコート56面が整然と並ぶ、屋内プールは木の香ただよう木造建、一方、屋外プールは遙かに山々を見渡せる広大な敷地に満々と水をたたえる。プールサイドのカラーも心地よい。

スカイロードを走る「おとぎ汽車」も楽しい風情。

それらの施設を訪れるマイカー族のために1カ所1,200台収容の駐車場が2カ所設けられ、その便に供することになっている。

間近に迫る春のゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンには、若者、家族連れて埋めることであろう。

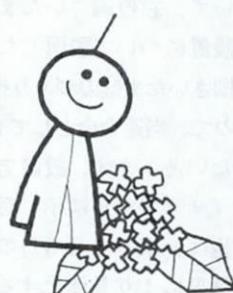
一行が最後に巡った展望台は、眼下に秩父市街、荒川の清流を、遠くは奥秩父連峰、そのかい間に浦山ダムが眺められ、まさに圧巻。



野外ステージから音楽堂を望む

この展望台の塔柱上部に回転リング式風力発電装置が設けられ、これを蓄電し夜間眼下荒川に架かり斜張橋で名をはせた秩父公園橋の全容をライトアップするに利用されるということであってその発想には筆者は脱帽した。

ここを最後に案内の労をとった公園事務所2人の職員に謝意を述べ、一行は再び車中の人となり帰路に就く。途中、県営美の山公園を巡ぐり、去る春を惜むが如く咲き残る桜花を目で楽しみつつ所定の5時建産連会館に着到、無事今回の見学行事を終った。(W)



## 連載

### 埼玉が生んだ著名な人物伝 その2

#### 日本の製紙王 大川平三郎の実録

間仁田 勝

今回は「日本の製紙王」といわれ、王子製紙の発展に寄与するとともに、多くの製紙会社の設立及び再建に貢献した坂戸市出身の大川平三郎について記す。

##### 1 出生

大川平三郎は、<sup>まんえん</sup>万延元年（1860）10月25日、入間郡三芳野村（現・坂戸市）の剣道指南大川修三の次男として生まれた。

大川家は代々剣一筋に生きてきた家で、祖父の平兵衛英勝は川越藩に剣術師範として努めるかたわら町道場を開き、村人に剣術を教えるとともに、請われれば各地において出稽古を行っていた。

剣術にも多くの流派があり、武藏国内でも岩槻藩が直心影流を採用しているのに対し、川越藩と忍藩は神道無念流を藩技としていたところから、その流技に長けている大川平兵衛を登用したらしい。

当時は治安が悪く、村人達は生命や財産を守るために盛んに道場通いをしており、その中でも平兵衛の道場には3,000人ほどの内弟子がいたという。

それら門弟の中には桜田門外で井伊直弼の暗殺に加わった水戸藩士佐野竹之助や手計村（現・深谷市）の尾高新五郎・長七郎の兄弟、及び若き日の渋沢栄一などがいた。

これら門弟の中でも尾高兄弟の腕は相当なものであり、弟の長七郎は特に抜きんでていたという。

その尾高新五郎の妹で長七郎の姉のみち子が平兵衛の長男修三に嫁し平三郎を生んだ。



在りし日の大川平三郎

##### 2 王子製紙に入社

大川家は道場を経営するといえども、生活は常に厳しかった。

平三郎は、13歳の明治5年、母みち子の実妹千代が嫁した渋沢栄一をたよって上京し、既に大蔵省の租税正（租税長官）となっていた栄一の書生となった。

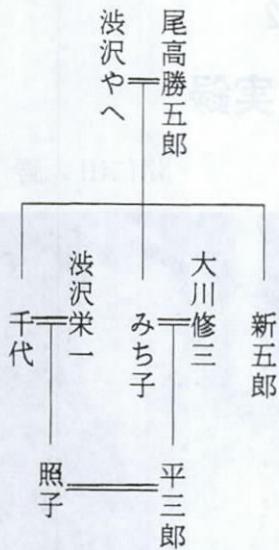
平三郎は、書生のかたわら、壬申義塾で学び、のち大学南校（のちの東京大学）に通い、主にドイツ語を、また、独学で英語を習得した。

明治6年2月、東京の王子に抄紙会社（のちの王子製紙）が設立されると、平三郎は実家の貧困救済のため、栄一に要請、そこで働くこととした。明治8年2月、16歳の時であった。

月給は5円、仕事は絵図引きと機械係の手伝いでいた。

会社が高給をもって雇い入れた外人技師が

## 平三郎と栄一の関係



研究を生かし、同社で材料や工程などの改良に努め、ワラを材料とした稻ワラパルプの大量生産に成功した。

また、明治17年には欧米製紙業の視察を行ない、その知識をもとに、明治22年にわが国最初の木材による化学パルプの製造に成功するなど、抄紙会社の発展に寄与した。

しかしながら、明治31年になり株式の買い占めにより王子製紙が三井財閥の手におちると、専務取締役までになっていた平三郎も同社をおわれることとなった。

### 3 製紙王となる

平三郎は、王子製紙を退いた後は四日市製紙で専務取締役として勤めていたが、明治34年に米人モールスの誘いにより上海に渡り、製紙会社（上海華章造紙公司）の設立に協力、総監督として活躍した。

また、明治36年にも同じモールスから倒産しかけている熊本の東肥製紙会社の再建を依頼され、上海より帰国、九州製紙会社と社名を変更し立て直しを図った。

満足な紙ができないでいたところ、平三郎は苦心して研究の末、立派な紙を作り出すことに成功した。

このことから、明治12年6月には20歳という若さで製紙法研究のため米国に留学、帰国後、その研

究を生かし、同社で材料や工程などの改良に努め、ワラを材料とした稻ワラパルプの大量生産に成功した。

41年には、木曽の御用林の払い下げを受け、そこに製紙工場（木曽興業）を設立した。平三郎の新会社所有の方法は、欧米に学んだ発想であった。

木曽興業を例にとると、既に所有している四日市製紙、九州製紙を母体として、新会社である木曽興業に対しては両社が株主となりそれを所有、そして次に設立した新会社には前の3社が新株を所有、さらにその次は前の4社がそれぞれ新株を所有していく手法により次々に拡大していった。

これによると、新会社の設立は容易なものであり、かつ基礎のしっかりした会社が設立できるという。

今では珍しくはないが、その当時としては画期的な手法であったと思われる。

その後、岐阜県の中津川に中央製紙を、樺太に樺太工業を設立するとともに中之島製紙、八代製紙、鴨緑江製紙、上毛製紙、台湾紙業、さらに東満州人絹パルプ会社、日本加工製紙などの多くの製紙会社を創設した。

また大正8年には、富士製紙を手中におさめ社長となった。

平三郎は、この富士製紙と樺太工業を双翼に多くの製紙会社を傘下におき、この産業をして欧米をしのぐまでに繁栄させたことにより、日本の製紙王と呼ばれるようになった。

その頃の製紙業界は北海道や樺太の木材パルプ資源をもとに、第一次世界大戦による需要の拡大等により既に基幹産業として確立していた。

その中でも、平三郎を社長とする富士製紙と樺太工業、三井財閥の藤原銀次郎を社長とする王子製紙の3社が優勢な資本をもとに合併・吸収を盛んに行い、この3社だけで日本全国の洋紙の生産額の85%以上を占めるに至っていた。

その後も3社の激しい競争が続いていたが、昭和4年の大恐慌により大きな打撃を受け、

操業の短縮を迫られることとなった。

こうした状況の中で徐々に3社の合併機運が高まり、ついに国家百年の計として昭和8年10月8日、日本工業クラブにおいて平三郎の長年の祈願であった合併仮契約書が調印され、翌年の5月18日に新しい王子製紙として再発足した。

この王子製紙も昭和24年にはGHQ（連合国総司令部）の財閥解体策により十条製紙（今の日本製紙）、苫小牧製紙（今の王子製紙）、本州製紙と、元の3社に分割されることとなったことも皮肉である。

#### 4 実業家として活躍

製紙王と呼ばれ、製紙業発展に意を注ぐかたわら、多くの事業にも力を注ぎ、関連した会社も、輸送、電力、製鋼、金融等々実にその数80有余に及んだ。

それも、平三郎の技量に惚れ、協力を要請されたものが多かった。

その最初が浅野総一郎からの要請であった。政府は富国政策の折に設置した工場を民間に委ねることとし、多くの国営工場の払い下げを行った。

セメント工場については浅野総一郎が払い下げを受け、その工場経営の協力を平三郎に依頼してきたのであった。

王子製紙での成果に惚れ、渋沢栄一を通して要望してきたもので、これに伴う共同出資金については渋沢栄一が負担した。

明治14年、若干22歳にしてセメント会社の共同経営者になったのである。

このため、昼は王子製紙、夜は日本セメント（後の浅野セメント）と超人的な生活を送ることとなった。

浅野総一郎からは、この成果により、後に東洋汽船の設立に際しても協力を依頼されている。

また、明治27年には、植村澄三郎から頼まれ、札幌麦酒の復興に努めた。



抄紙会社(王子製紙)の跡地に立つ洋紙發祥の碑

当時のビール工場は山腹に横穴を掘って醸造していたことから山麓に建てるのが常であったのが、平三郎は壁を厚くして氷室を造ることにより醸造を可能することを考え、その実験工場として東京の吾妻橋のたもとにビール工場を建設した。

当時のビール業界は札幌麦酒とエビスビールが競っていた時代であったが、これにより完全にエビスビールを凌ぐようになった。

大正元年には、八幡製鉄所の白石元治郎の勧誘により安田善次郎とともに日本钢管の設立に協力した。

その功績は、今でも駅名として残されている。

川崎市の日本钢管の工場群を縫うように走るJR鶴見線に大川駅、武藏白石駅、安善駅、そして浅野駅がある。

それぞれ大川平三郎、白石元治郎、安田善次郎、及び浅野総一郎の名をとって命名したもので、これらの功績を称えたものと思われる。

## 5郷土の発展に尽力

平三郎は、郷土の念厚く、三芳野村のため心をくだき、力を尽した。

請われて、青年団顧問や信用購買販売組合（今の農協の前身）の理事長となり、副業としてムシロ織りを奨励するなど、村の富力増進に努めるとともに、村の土地が周囲よりも低く河川の氾濫により、たびたび洪水にみまわれていたところから、県の許可を得て私財を投じて越辺川に堤防を築くなど治水事業にも貢献した。

その堤防は、今でも大川堤と呼ばれ親しまれている。

さらに、三芳野小学校の増新築や校庭拡張等にも数度にわたり巨費を投じた。

また、平三郎は、常々「学問の素養がなくては駄目だ」と感じていたところから、埼玉の学生のためにと、大正14年、50万円を投じて「大川育英会」を設立した。

当時の大学出の月給が100円程であったことからみて当時の50万円が相当な額であったことが伺われる。

当初は学資を支給したが、後に貸与制度に改定された。

この育英資金により、多くの人材が育っていった。

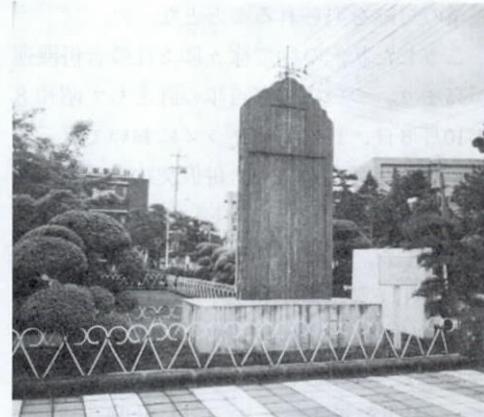
そのほか、平三郎は、大正8年に武州銀行の頭取に、そして大正15年には武州瓦斯の設立に努力するなど、郷土埼玉の経済発展にも尽力を尽くしている。

## 6大川頌徳碑が里帰り

大川育英会のOBでつくる団体に「桜彰会」というのがある。

平成4年4月、この桜彰会が中心となり、樺太（今のサハリン）にあった大川平三郎の頌徳碑を平三郎の故郷の坂戸市に移設した。

これは、昭和9年（1934）9月、樺太の恵須町（今のウグレゴルスク）に、町民が町の発展に寄与した大川氏をたたえ設立したも



坂戸市役所に立つ頌徳碑

ので、戦後、樺太がソ連領になるに至り寂れていしたものであった。

平三郎は、大正3年（1914）、樺太に製紙業の樺太工業会社を設立、本社及びパルプ工場を泊居に設け、次いで大正7年真岡（今のホルムスク）に製紙工場を、さらに大正14年には最北端の恵須町に製紙の一大工場を建設した。

ここはもともと人口200人ほどの寒村であったが、この事業により各地から人々が競って集まり、たちまち人口2万人をこえる町になったという。

残念ながら泊居、真岡の2工場とも大正10年に焼失したが、当時日本領土であった樺太に経済の活性化等多大な貢献をもたらしたことから、この碑が建立されたものであった。

移設にあたってはウグレゴルスク市が解体、梱包、積出までの陸送費をすべて負担するなど全面的に協力してくれた。

その頌徳碑は、現在、坂戸市役所正面玄関前の庭に静かに往時を忍んでいる。

## 7おわりに

貧乏士族の子である大川平三郎が50年後には関連会社80に及ぶ、渋沢栄一に継ぐ本県出身の大実業家となった。

その多大な業績により、昭和3年には貴族

院議員となるとともに、4年に勲三等瑞宝章を、そして9年には旭日中綬章が授与された。

平三郎は、『世の体験した出世学』の中で「一番難しい困難の仕事は自分が引受けこれに当たるというのが、仕事に対する方針であった。」と述べている。

平三郎は、常にすぐれた技術者であるとともに、同時にすぐれた実業家でもあった。

晩年は、政府の依頼により日本劇場の建設まで手掛けるなど、事業の域は文化事業まで及ぶこととなった。

住みなれた向島の家からは、絵のような春の墨堤が臨まれ、平三郎はこの風景をこよなく愛し、得意のスケッチに多く残している。雅号は「桜糖」であった。

年の押し迫った昭和11年（1936）の12月30日、病いのため、その生涯を閉じた。

享年77歳であった。

平三郎死後は、遺志により社会事業にと内務省社会局へ100万円が寄付され、それを資金に麹町に社会事業会館（今の全国社会福祉協議会）が設立された。

その製紙王としての業績は、今でも東京の王子駅のそばにある「紙の博物館」に、彼の胸像とともに称えられている。

（筆者・浦和市都市計画部長）



## 税務一口メモ

### 交際費の取扱いについて

交際費は、原則として費用として認められないことになっています。ただし、中小企業を優遇する政策上、資本金1,000万円以下の法人は400万円まで、同じく5,000万円以下の法人は300万円までを限度に費用として認められていましたが、平成6年の改正によりそのいずれもが計上額の10%が費用からはずされ課税されることとなりました。

つまり、資本金1,000万円以上の法人で交際費として350万円計上した場合、本来ならば全額が費用として認められたものが、改正によりそのうち10%相当額の35万円に税金が課せられることになりました。

## 告知板

### 県の平成7年度公共事業等施行計画

#### 上半期目標率79%に設定

県は、平成7年度当初予算に伴う公共事業等の施行計画をまとめ、これに下記のコメントを付し全容を明かにした。

#### 4. 事業分類による具体的実行計画

普通会計並びに企業会計別にした実行計画  
明細は、次頁以降に掲げた。

#### 記

#### 1. 事業執行方針

平成7年度の公共事業等は、豊かな採の国  
さいたまを実現するための生活基盤整備の観  
点から積極的に推進するとともに、現下の嚴  
しい経済情勢を勘案して、年度当初から切れ  
目のない執行を図り、前年度並の早期発注  
(上半期目標率79%)に努めることとする。

#### 2. 事業執行上の配慮

- (1) 年度当初から切れ目のない執行を図り、  
第1四半期においてもできる限り多くの發  
注を行う。
- (2) 県内中小建設業者の受注機会の確保に努  
めるとともに、請負業者に対し下請取引の  
適正化に努めるよう指導する。
- (3) 公共事業における県産品業者を把握し、  
積極的な県産品の利用促進に努める。
- (4) 入札・契約に当たっては、適正かつ公正  
な執行に努める。

#### 3. 事業執行の進行管理

公共事業等の適切な執行を確保するため、  
各部局において毎月に執行状況を把握し、き  
め細かな進行管理を行うとともに、適宜、景  
気・雇用対策会議公共事業等部会幹事会を開  
催し、全庁的な調整を行う。



埼玉県平成7年度公共事業等施行計画 (1)

(普通会計) 補 助 事 業	施工状況調査対象事業費 A		上半期 施工目途額 B	進捗率 %	
	(上段繰越分)	用 地 費		(上段繰越分)	用 地
	当 初 予 算 額	工 事 費 等			工 事
道 路 橋 梁	0 23,769,807	13,173,700 10,596,107	0 19,454,941	81.8	79.5 84.7
河 川	114,906 33,087,606	13,067,206 20,020,400	114,906 26,500,506	80.1	79.2 80.6
ダ ム • 砂 防	205,088 8,168,604	348,303 7,820,301	205,088 7,228,724	88.5	73.4 89.2
街 路	0 17,967,832	4,273,850 13,693,982	0 15,237,489	84.8	90.6 83.0
公 園	0 1,563,782	526,372 1,037,410	0 1,253,000	80.1	80.2 80.1
住 宅	0 12,507,076	0 12,507,076	0 11,279,340	90.2	0.0 90.2
林 道	876 1,728,632	0 1,728,632	876 1,477,415	85.5	0.0 85.5
治 山	0 2,068,724	0 2,068,724	0 1,748,118	84.5	0.0 84.5
農 業 基 盤	3,449,600 16,343,765	468,955 15,874,810	3,449,600 13,636,174	83.4	82.1 83.5
公立文教施設等	0 1,885,574	0 1,885,574	0 1,775,630	94.2	0.0 94.2
警 察 施 設	0 613,732	0 613,732	0 613,732	100.0	0.0 100.0
社 会 福 祉 施 設	0 5,414,313	0 5,414,313	0 1,351,704	25.0	0.0 25.0
災 害 復 旧	0 0	0 0	0 0	0.0	0.0 0.0
そ の 他	504,883 9,111,065	95,000 9,016,065	504,883 6,212,545	68.2	80.0 68.1
◎ 補 助 事 業 計	4,275,353 134,230,512	31,953,386 102,277,126	4,275,353 107,769,318	80.3	80.9 80.1

埼玉県平成7年度公共事業等施行計画 (2)

(普通会計) 県単事業	施行状況調査対象事業費 A		上半期 施行目途額 B	進捗率 %	
	(上段繰越分)	用地費		B/A	用地
	当初予算額	工事費等			工事
道路橋梁	0 57,135,522	17,242,445 39,893,077	0 45,262,363	79.2	77.3 80.0
河川	8,730 15,791,774	4,708,694 11,083,080	8,730 12,574,429	79.6	65.2 85.7
ダム・砂防	12,489 2,014,189	272,989 1,741,200	12,489 1,577,199	78.3	63.6 80.6
街路	344,548 25,226,014	16,563,983 8,662,031	344,548 19,883,828	78.8	80.0 76.5
公園	0 5,543,564	0 5,543,564	0 4,212,384	76.0	0.0 76.0
住宅	0 17,957,159	7,699,740 10,257,419	0 13,259,813	73.8	60.7 83.7
林道	0 1,879,337	0 1,879,337	0 1,776,783	94.5	0.0 94.5
治山	0 299,553	0 299,553	0 209,900	70.1	0.0 70.1
農業基盤	0 2,050,059	0 2,050,059	0 1,618,623	79.0	0.0 79.0
公立文教施設等	206,473 10,693,635	0 10,693,635	206,473 8,210,538	76.8	0.0 76.8
警察施設	0 7,218,830	2,828,445 4,390,385	0 5,208,242	72.1	64.9 76.8
社会福祉施設	0 10,450,992	0 10,450,992	0 8,287,826	79.3	0.0 79.3
災害復旧	0 20,000	0 20,000	0 14,000	70.0	0.0 70.0
その他	0 34,961,344	3,250,909 31,710,435	0 25,491,764	72.9	74.1 72.8
◎ 県単事業計	572,240 191,241,972	52,567,205 138,674,767	572,240 147,587,692	77.2	73.7 78.5
◎ 普通会計合計	4,847,593 325,472,484	84,520,591 240,951,893	4,847,593 255,357,010	78.5	76.4 79.2

埼玉県平成7年度公共事業等施行計画 (3)

(企業会計) 事業分類	施行状況調査対象事業費 A		上半期 施行目途額 B	進捗率 %	
	(上段繰越分) 当初予算額	用 地 費		B/A	用 地
		工事費等			工 事
下 水 道	0 35,814,300	318,400 35,495,900	0 30,611,467	54.1 85.5	85.8
工業用水道事業	0 420,962	0 420,962	0 420,962	0.0 100.0	100.0
水道用水供給事業	0 5,145,000	0 5,145,000	0 4,229,500	0.0 82.2	82.2
そ の 他	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	0.0
◎補助事業計	0 41,380,262	318,400 41,061,862	0 35,261,929	54.1 85.2	85.5
下 水 道	0 1,075,800	95,800 980,000	0 765,490	65.8 71.2	71.7
そ の 他	2,748,464 18,567,847	2,028,510 16,539,337	1,977,967 14,141,420	18.0 76.2	83.3
◎県単事業計	2,748,464 19,643,647	2,124,310 17,519,337	1,977,967 14,906,910	20.1 75.9	82.6
◎企業会計合計	2,748,464 61,023,909	2,442,710 58,581,199	1,977,967 50,168,839	24.6 82.2	84.6
◎総合計	7,596,057 386,496,393	86,963,301 299,533,092	6,825,560 305,525,849	75.0 79.1	80.2

# 平成7・8年度建設工事の請負等 に係る入札参加資格審査の概要

標記に関し県は、5月17日建設管理課を通じて発表した。また、県は発表に際し、入札参加資格審査の透明性を確保するとともに、入札参加資格者の今後の経営努力に資する観点から、格付要領（本稿末尾参照）を公表した。

## 1. 入札参加資格の審査及び資格者数

### (1) 主な審査項目

- ア 禁治産者、準禁治産者及び破産者でなく、また、建設業法等関係法令の許可又は登録を受けていること。
- イ 建設工事請負にあっては、年間平均完成工事高、自己資本額、職員数、技術者数、営業年数、社会性等（建設業法に定める経営事項審査結果）
- ウ 建設工事請負以外にあっては、年間平均実績高、自己資本額、職員数等

### (2) 入札参加資格者数（別表Ⅰ・入札参加資格者数一覧参照）

入札参加資格者の総数は、7,695業者（県内4,503業者、県外3,192業者）で、前回（平成5年度及び6年度）に比べ396業者、率にして5.4%増加した。

なお、建設工事については建設業法上28業種に分類されており、1業者につき5業種まで申請できるので、その総合計（延べ）は12,317業者（県内7,777業者、県外4,540業者）である。

### (3) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格者は、指名競争入札参加資格者名簿に本年6月1日から登載され、その有効期間は2年間である。

## 2. 建設工事に係る入札参加資格者の格付け

建設工事に係る入札参加資格者を格付要領に基づいて格付けし、これにより、この入札参加資格者は、格付けに相応する発注規模の建設工事の入札に参加する資格を有することとなる。

### (1) 格付けの方法

経営規模、経営状況、技術力、社会性等を点数化する経営事項審査の結果に基づき、各業種ごとに格付けを行う。このうち、土木工事業及び建築工事業にあっては技術者の数も要件とする。

- ・土木工事業及び建築工事業については、Ⓐ級からD級までの5段階
- ・上記以外の26業種については、A級からC級までの3段階

### (2) 格付けの概要（別表Ⅱ・建設工事請負に係る入札参加資格者の格付概要参照）

業種別格付けは、総体として、全業種にわたり前回とほぼ同様の構成比である。

## 3. その他

- (1) 建設工事に係る入札参加資格者に対し、格付決定通知とともに、独占禁止法、建設業法等に抵触する行為を行ってはならない旨等の入札・施工に当たっての遵守事項について通知した。
- (2) 公募型指名競争入札の導入に合わせ、県が特定建設工事共同企業体を活用して発注する建設工事において、共同企業体に構成員として参加を希望する者に対し、共同企業体の円滑な結成に必要な情報を提供するため、格付けがⒶ及びAである者を対象に「特定建設工事共同企業体参加希望者リスト」を作成し、本年6月から公表することとした。

(別表 I)

## 入札参加資格者数一覧

## 1. 入札参加資格者数

業種	年度			平成5・6年度			平成7・8年度			比較増減		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
建設工事	3,319	1,847	5,166	3,487	1,887	5,374	+ 168	+ 40	+ 208			
設計・調査・測量	411	1,123	1,534	427	1,165	1,592	+ 16	+ 42	+ 58			
土木施設維持管理	384	61	445	517	68	585	+ 133	+ 7	+ 140			
建設資材納入	77	77	154	72	72	144	△ 5	△ 5	△ 10			
合 計	4,191	3,108	7,299	4,503	3,192	7,695	+ 312	+ 84	+ 396			

## 2. 業種別入札参加資格者数(建設工事)

業種	年度			平成5・6年度			平成7・8年度			比較増減		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
01 土木	1,543	628	2,171	1,657	693	2,350	+ 114	+ 65	+ 179			
02 建築	906	503	1,409	926	532	1,458	+ 20	+ 29	+ 49			
03 大工	29	6	35	22	5	27	△ 7	△ 1	△ 8			
04 左官	10	6	16	10	5	15	± 0	△ 1	△ 1			
05 とび・土工	869	411	1,280	935	405	1,340	+ 66	△ 6	+ 60			
06 石根	58	15	73	57	17	74	△ 1	+ 2	+ 1			
07 屋根	12	6	18	16	6	22	+ 4	± 0	+ 4			
08 電気	412	322	734	451	359	810	+ 39	+ 37	+ 76			
09 管	672	336	1,008	725	362	1,087	+ 53	+ 26	+ 79			
10 タイル・れんが・ブロック	22	10	32	21	7	28	△ 1	△ 3	△ 4			
11 鋼構造物	80	186	266	84	193	277	+ 4	+ 7	+ 11			
12 鉄筋	0	0	0	1	0	1	+ 1	± 0	+ 1			
13 ほ装	1,019	305	1,324	1,084	323	1,407	+ 65	+ 18	+ 83			
14 しゅんせつ	92	45	137	118	54	172	+ 26	+ 9	+ 35			
15 板金	6	2	8	6	4	10	± 0	+ 2	+ 2			
16 ガラス	16	2	18	14	2	16	△ 2	± 0	△ 2			
17 塗装	237	178	415	248	172	420	+ 11	△ 6	+ 5			
18 防水	87	73	160	96	84	180	+ 9	+ 11	+ 20			
19 内装仕上	165	77	242	160	73	233	△ 5	△ 4	△ 9			
20 機械器具設置	58	337	395	61	357	418	+ 3	+ 20	+ 23			
21 熱絶縁	4	3	7	6	2	8	+ 2	△ 1	+ 1			
22 電気通信	58	176	234	63	175	238	+ 5	△ 1	+ 4			
23 造園	441	165	606	455	165	620	+ 14	± 0	+ 14			
24 さく井	23	46	69	22	47	69	△ 1	+ 1	± 0			
25 建具	44	39	83	43	34	77	△ 1	△ 5	△ 6			
26 水道施設	333	305	638	364	330	694	+ 31	+ 25	+ 56			
27 消防施設	125	73	198	127	68	195	+ 2	△ 5	△ 3			
28 清掃施設	5	68	73	5	66	71	± 0	△ 2	△ 2			
合 計	7,326	4,323	11,649	7,777	4,540	12,317	+ 451	+ 217	+ 668			

(註) 「県内」は、本県で経営事項審査を受けた者

(別表Ⅱ)

## 建設工事請負に係る入札参加資格者の格付概要

業種	年 度	平成 5・6 年 度			平成 7・8 年 度		
		県 内	県 外	計	県 内	県 外	計
土 木	Ⓐ	25 ( 1.6)	251 ( 40.0)	276 ( 12.7)	32 ( 1.9)	342 ( 49.4)	374 ( 15.9)
	A	170 ( 11.0)	205 ( 32.7)	375 ( 17.3)	184 ( 11.1)	204 ( 29.4)	388 ( 16.5)
	B	330 ( 21.4)	68 ( 10.8)	398 ( 18.3)	374 ( 22.6)	72 ( 10.4)	446 ( 19.0)
	C	272 ( 17.6)	34 ( 5.4)	306 ( 14.1)	307 ( 18.5)	36 ( 5.2)	343 ( 14.6)
	D	746 ( 48.4)	70 ( 11.1)	816 ( 37.6)	760 ( 45.9)	39 ( 5.6)	799 ( 34.0)
	計	1,543 (100.0)	628 (100.0)	2,171 (100.0)	1,657 (100.0)	693 (100.0)	2,350 (100.0)
建 築	Ⓐ	35 ( 3.9)	219 ( 43.5)	254 ( 18.0)	41 ( 4.4)	278 ( 52.3)	319 ( 21.9)
	A	57 ( 6.3)	93 ( 18.5)	150 ( 10.7)	51 ( 5.5)	59 ( 11.1)	110 ( 7.5)
	B	182 ( 20.1)	100 ( 19.9)	282 ( 20.0)	185 ( 20.0)	101 ( 19.0)	286 ( 19.6)
	C	147 ( 16.2)	22 ( 4.4)	169 ( 12.0)	156 ( 16.8)	33 ( 6.2)	189 ( 13.0)
	D	485 ( 53.5)	69 ( 13.7)	554 ( 39.3)	493 ( 53.3)	61 ( 11.5)	554 ( 38.0)
	計	906 (100.0)	503 (100.0)	1,409 (100.0)	926 (100.0)	532 (100.0)	1,458 (100.0)
と び・土 工	A	27 ( 3.1)	217 ( 52.8)	244 ( 19.1)	37 ( 4.0)	281 ( 69.4)	318 ( 23.7)
	B	90 ( 10.4)	90 ( 21.9)	180 ( 14.1)	127 ( 13.6)	66 ( 16.3)	193 ( 14.4)
	C	752 ( 86.5)	104 ( 25.3)	856 ( 66.8)	771 ( 82.4)	58 ( 14.3)	829 ( 61.9)
	計	869 (100.0)	411 (100.0)	1,280 (100.0)	935 (100.0)	405 (100.0)	1,340 (100.0)
電 気	A	97 ( 23.6)	269 ( 83.5)	366 ( 49.9)	102 ( 22.6)	295 ( 82.2)	397 ( 49.0)
	B	162 ( 39.3)	26 ( 8.1)	188 ( 25.6)	127 ( 28.2)	33 ( 9.2)	160 ( 19.8)
	C	153 ( 37.1)	27 ( 8.4)	180 ( 24.5)	222 ( 49.2)	31 ( 8.6)	253 ( 31.2)
	計	412 (100.0)	322 (100.0)	734 (100.0)	451 (100.0)	359 (100.0)	810 (100.0)

業種	年 度	平成 5・6 年 度			平成 7・8 年 度		
		県 内	県 外	計	県 内	県 外	計
管	A	111 ( 16.5)	248 ( 73.8)	359 ( 35.6)	93 ( 12.8)	259 ( 71.5)	352 ( 32.4)
	B	187 ( 27.8)	33 ( 9.8)	220 ( 21.8)	179 ( 24.7)	45 ( 12.4)	224 ( 20.6)
	C	374 ( 55.7)	55 ( 16.4)	429 ( 42.6)	453 ( 62.5)	58 ( 16.1)	511 ( 47.0)
	計	672 (100.0)	336 (100.0)	1,008 (100.0)	725 (100.0)	362 (100.0)	1,087 (100.0)
は ば 製	A	37 ( 3.6)	151 ( 49.5)	188 ( 14.2)	51 ( 4.7)	216 ( 66.9)	267 ( 19.0)
	B	148 ( 14.5)	68 ( 22.3)	216 ( 16.3)	117 ( 10.8)	44 ( 13.6)	161 ( 11.4)
	C	834 ( 81.9)	86 ( 28.2)	920 ( 69.5)	916 ( 84.5)	63 ( 19.5)	979 ( 69.6)
	計	1,019 (100.0)	305 (100.0)	1,324 (100.0)	1,084 (100.0)	323 (100.0)	1,407 (100.0)
造 園	A	29 ( 6.6)	82 ( 49.7)	111 ( 18.3)	37 ( 8.1)	91 ( 55.2)	128 ( 20.6)
	B	105 ( 23.8)	23 ( 13.9)	128 ( 21.1)	76 ( 16.7)	32 ( 19.4)	108 ( 17.4)
	C	307 ( 69.6)	60 ( 36.4)	367 ( 60.6)	342 ( 75.2)	42 ( 25.4)	384 ( 62.0)
	計	441 (100.0)	165 (100.0)	606 (100.0)	455 (100.0)	165 (100.0)	620 (100.0)
そ の 他	A	97 ( 6.6)	1,076 ( 65.1)	1,173 ( 37.6)	88 ( 5.7)	1,184 ( 69.6)	1,272 ( 39.2)
	B	255 ( 17.4)	269 ( 16.3)	524 ( 16.8)	282 ( 18.3)	267 ( 15.7)	549 ( 16.9)
	C	1,112 ( 76.0)	308 ( 18.6)	1,420 ( 45.6)	1,174 ( 76.0)	250 ( 14.7)	1,424 ( 43.9)
	計	1,464 (100.0)	1,653 (100.0)	3,117 (100.0)	1,544 (100.0)	1,701 (100.0)	3,245 (100.0)
合 計	Ⓐ	60 ( 0.8)	470 ( 10.9)	530 ( 4.5)	73 ( 0.9)	620 ( 13.7)	693 ( 5.6)
	A	625 ( 8.6)	2,341 ( 54.1)	2,966 ( 25.5)	643 ( 8.3)	2,589 ( 57.0)	3,232 ( 26.2)
	B	1,459 ( 19.9)	677 ( 15.7)	2,136 ( 18.3)	1,467 ( 18.9)	660 ( 14.5)	2,127 ( 17.3)
	C	3,951 ( 53.9)	696 ( 16.1)	4,647 ( 39.9)	4,341 ( 55.8)	571 ( 12.6)	4,912 ( 39.9)
	D	1,231 ( 16.8)	139 ( 3.2)	1,370 ( 11.8)	1,253 ( 16.1)	100 ( 2.2)	1,353 ( 11.0)
	計	7,326 (100.0)	4,323 (100.0)	11,649 (100.0)	7,777 (100.0)	4,540 (100.0)	12,317 (100.0)

㊟ 「県内」は、本県で経営事項審査を受けた者

# 平成7・8年度埼玉県建設工事請負 指名競争入札参加資格者格付要領

## 第1 趣 旨

(省 略)

## 第2 格付方法

格付は、第3に定める資格審査数値及び第4に定める技術者数を基に第5に定める格付基準に従って、業種ごとに行うものとする。

## 第3 資格審査数値

資格審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点（規程第7条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成6年建設省告示第1461号第2に定める基準（以下「建設省告示に定める基準」という。）に従って審査し、平成6年6月8日付け建設省経建発第136号「経営事項審査の事務取扱いについて」及び同別紙「審査の方法を総合評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した総合評点）とする。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する中小企業等協同組合等であって官公需適格組合証明を受けている者（以下「官公需適格組合」という。）及び経常建設共同企業体については、次のとおり取り扱うものとする。

### 1 官公需適格組合

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（規程第15条第2号の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、建設省告示に定める基準に準じて行う。

ア 年間平均完成工事高

イ 工事の種類別年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 建設業に従事する職員の数

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

### 2 経常建設共同企業体

(1) 経営規模及び技術力の審査は、各構成員の次に掲げる事項の合計値を用いて、建設省告示に定める基準に準じて行う。

ア 年間平均完成工事高

イ 工事の種類別年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 建設業に従事する職員の数

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

#### 第4 技術者数

技術者数は、規程第7条に定める項目のうち、土木工事業については建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「1級相当技術者」という。）の数、建築工事業については1級建築士及び2級建築士（以下「建築士」という。）の数とする。ただし、官公需適格組合については当該組合と5以内の組合員（建築工事業については、資格審査を受けている者又は資格者名簿に登載されている者に限る。）の技術者数の合計値、経常建設共同企業体については各構成員の技術者数の合計値とする。

#### 第5 格付基準

##### 1 土木工事業

土木工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基	準
Ⓐ 級	資格審査数値が1,000点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が10人以上である者	
A 級	資格審査数値が800点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者 (Ⓐ級に該当する者を除く。)	
B 級	資格審査数値が710点以上である者 (Ⓐ級及びA級に該当する者を除く。)	
C 級	資格審査数値が660点以上710点未満である者	
D 級	資格審査数値が660点未満である者	

##### 2 建築工事業

建築工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基	準
Ⓐ 級	資格審査数値が1,030点以上であって、かつ、建築士の数が1級建築士4人以上を含み12人以上である者	
A 級	資格審査数値が800点以上であって、かつ、建築士の数が1級建築士3人以上を含み9人以上である者 (Ⓐ級に該当する者を除く。)	
B 級	資格審査数値が700点以上であって、かつ、建築士の数が1級建築士1人以上を含み3人以上である者 (Ⓐ級及びA級に該当する者を除く。)	
C 級	資格審査数値が600点以上であって、かつ、建築士の数が2人以上である者 (Ⓐ級、A級及びB級に該当する者を除く。)	
D 級	Ⓐ級、A級、B級及びC級に該当しない者	

##### 3 ほ装工事業

ほ装工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基	準
A 級	資格審査数値が850点以上である者	
B 級	資格審査数値が750点以上850点未満である者	
C 級	資格審査数値が750点未満である者	

#### 4 その他の業種

土木工事業、建築工事業及び装工事業以外の業種に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基	準
A 級	資格審査数値が800点以上である者	
B 級	資格審査数値が700点以上800点未満である者	
C 級	資格審査数値が700点未満である者	

#### 第6 格付の変更

規程第10条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、埼玉県工事請負指名業者資格審査会の議を経たときは、この限りでない。  
—以上—

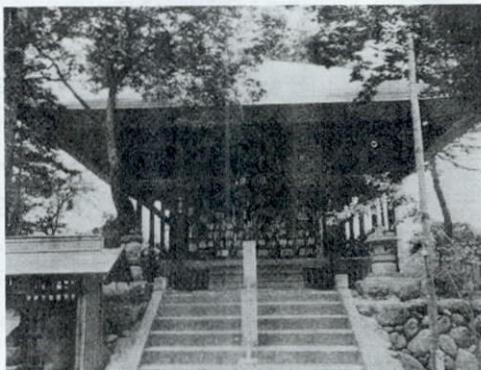
<p><b>定期刊行物</b></p> <p><b>月刊 建設物価</b></p> <p>●積算・調達・労務管理担当者の必携資料 資材の調達・購入・監査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。</p> <p>■B5判／約840頁 定価3,700円／<u>テ別</u> ※年間購読料36,600円／<u>テ共</u> (臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)</p> <p><b>月刊 建設統計月報</b></p> <p>●建設市場の動きをすばやくキャッチ 建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。</p> <p>建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必携の資料。</p> <p>■B5判／約220頁 定価1,350円／<u>テ別</u> ※年間購読料14,040円／<u>テ共</u></p>	<p><b>専門図書</b></p> <p>※定価はすべて税込みです。</p> <p>—公共工事の新しい積算手法の解説と事例— 〔新刊〕平成7年度版「市場単価」のすべてがわかる</p> <p><b>明解 土木工事市場単価</b></p> <p>■B5判／570頁●定価5,000円／送料450円</p> <p>平成7年度版 <b>建設省土木工事積算基準</b></p> <p>■B5判／900頁●定価8,900円／送料600円</p> <p>平成7年度版 <b>土木工事積算マニュアル</b></p> <p>■B5判／920頁●定価9,000円／送料600円</p> <p>改訂32版 <b>建設工事標準歩掛</b></p> <p>■B5判／1,100頁●定価13,000円／送料700円</p> <p>平成7年度版 <b>土木工事積算標準単価</b></p> <p>■B5判／600頁●定価6,000円／送料600円</p> <p><b>建設副産物の再生・処理の積算</b></p> <p>■B5判／330頁●定価4,400円／送料450円</p>
<p>●お申し込み・お問い合わせは下記へ●</p> <p><b>財団法人 建設物価調査会</b></p> <p>〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル) 電話(03)3663-8761(代) • FAX(03)3663-8768</p>	

## 古寺社探訪(15)

秩父34札所 その6

### 第17番札所 定林寺

- 所在 秩父市桜木町21-3
- 本尊 十一面觀世音菩薩



定林寺は、山号を實正山と称し禪；曹洞宗に属す。

この寺の由来は定かでないが、言い伝いによると、昔東国に壬生良門という武將がいた。性格が大変乱暴であったので家臣の林太郎定元がその乱行を諫めたところ、当の良門は大変怒って定元を追放としたうえ、財産までも没収してしまった。

定元は妻子を連れて流浪のあげくこの秩父の地にて永い間の労苦が煩いして夫婦ともに病魔にたおれ、相次いで死亡してしまった。幼い子供だけが取り残され、近くの寺僧に拾われ、名を空念と改め仏門に入った。

ある時、くだんの武將良門が狩でこの地にきて定元親子の話を聞き、自己の所業を深く

反省し残された遺児空念を還俗させたうえ田領を与え安堵させた。その上、亡き定元の靈を慰めるため堂宇を建立したのがこの寺の起りといわれる。この寺は別名林寺と呼ばれるが、林太郎定元にちなんで呼ばれるようになったともいう。

堂宇は、四間四面の簡素ではあるが均整のとれた建物で、内陣に入ると阿弥陀堂の様に念佛回廊が廻っており、本尊は十一面觀世音像、高さ55cmほどの寄木造り、玉眼入りの見事な作りである。

現在、寺をめぐる境内は至って手狭であるが、往時の規模を物語るように本堂脇に立派な鐘楼がある。ここにかかる梵鐘は著名で、県の重要文化財に指定されている。鐘の外側には百体の觀音像が浮彫りされている。これは西国33、坂東33、秩父34の計百体を盛ったものであり、ご詠歌まで刻まれている実に見事な作りで一見に値する。(末尾写真参照)

ところが、当初の梵鐘は徳川初期の火災により本堂とともに焼失、現在のものは宝暦8年(1758年)に再鋳されたものである。

この寺は現在定住なく、町内の信徒によって護持されている。

- 交通 秩父駅より徒歩20分  
札所16番より徒歩20分にある。

### 第18番札所 神門寺

- 所在 秩父市下宮地町5-15
- 本尊 聖觀世音菩薩

この寺は、山号を白道山と称し禪；曹洞宗に属す。寺伝によるとこの寺は元は神社として建てられたが、時代とともに荒廃したため村人が再建しようと神意を伺ったところ夢枕に「神社ではなく寺として造れ」との神託を受けたことにより寺として再建、聖觀世音を本尊としたと言われる。



この本尊は、両手に蓮華を持つ珍らしい立像で、高さ102cm室町時代の作という。

お堂は宝形銅瓦葺で三間四面の整った構成、当時地方の名匠藤田家の末孫藤田若狭が造営したといわれ、3段の階段を登った勾欄づきの回廊には安政5年（1858年）の銘を刻んだ擬宝珠がある。今のお堂は天保年間に造られたものとすれば、その後改修されたものかまたは再建されたものとなる。

さて、この札所はもと修驗道の寺として「神戸山長生院」といったとある。神戸は普通「カンベ」と読ませる。つまり神社領を意味するものである。前にも触れたがこの寺はもともと神託によって寺となつたことから神仏融合を教義にした修驗者が観音堂の造営に関わりを持ったものと考えられる。

向拝正面に掲げる寺額は、森玄黄斎翁の作として有名、翁は秩父の生んだ芸術家で書画、彫刻の優れたものを残している。

・交通 秩父駅から徒歩30分

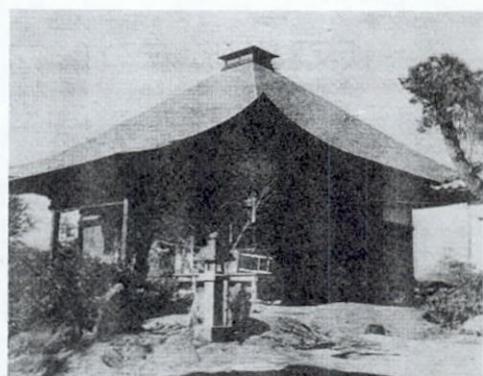
大野原駅から徒歩15分

15番札所からは同じく15分

## 第19番札所 竜石寺

・所在 秩父市大畠町15-31

・本尊 千手觀世音菩薩



竜石寺は、山号を飛淵山と称し禪；曹洞宗に属す。

この寺の縁起を語る言い伝いを紹介しよう。大きな岩の下に悪い龍が住みつき農作物が実るころになると必ず現われ一つ残らず食べてしまう。村人たちは困り果てて観音様におすがりした。すると弘法大師が刻んだという千手觀音菩薩が宙を飛んできて、龍を岩の中に沈め込みて災いを除いた。村人はこの利益のお礼にお堂を建てて観音様を祠ったと。

またの説に、あるとき村がひどい干ばつで困って岩の上で雨乞いをすると、大きな岩が2つに割れ龍が舞昇り、龍は雨雲を呼び大雨を降らせて村の人々を救った。部落に火事が起つたときも、やはり岩が2つに割れて龍が昇り大雨を降らせて寺を火災から救つたともいう。

こんなことから寺の山号や寺名が生まれたものか。

現在も寺の境内は一枚の大きな岩でできており土を踏まずに歩くことができ、建物はこの岩盤の上に建てられた七間半四面という札所としては大きな建築である。そりの大きな宝形屋根に流れ向拝をつけた構造は、寺名の

とおり堂々としたものである。

本尊仏は室町時代の作と伝う。

本堂は正面を入ると土間になっているが、この形式は8番札所西善寺に似ている。

広い岩石盤の上での庭は珍らしく、起伏のところどころに松が生え石仏もある。眺望もよく腰をおろしてひと休みするにはまことによいところである。

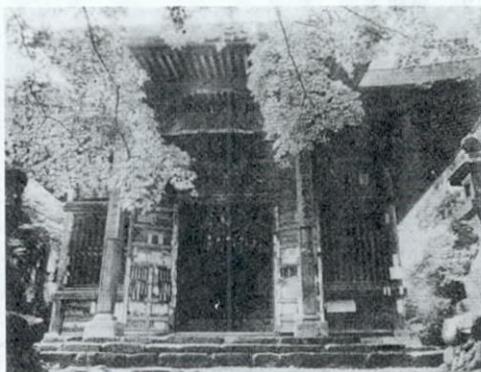
・交通 秩父駅から徒歩35分

大野原駅から徒歩15分

## いわのうえどう 第20番札所 岩之上堂

・所在 秩父市寺尾2169

・本尊 聖觀世音菩薩



この寺の山号は法王山と称し、臨済宗南禅寺派に属す。

堂宇の創建は定かでないが、一説には承暦元年に白河天皇の発願により建てられたと伝う。本尊仏聖觀世音は藤原時代の作といわれ、札所中でもこれだけ古いものは少ない。

また、「円通伝」という古書によると、応仁の頃（1467～69）に里人皆離散し、神社には朝清める祝子もなく、仏閣に香花を供する法師も住せず、このお堂もことごとく破壊され、本尊仏のみが岩の上に建て置きければ、たまたまこの地を過ぐる者この有様を見て涙



（第17番札所定林寺の梵鐘）

を流さない者はなかった。その頃人々は岩の上の観音様と言いはじめたので、今もそのように言うのであろう」とある。いずれにせよ古くから有名な観音堂として札所に列せられたようである。

お堂そのものは岩石を削り取って敷地とした絶壁の上に建てられた三間四面の構えで、全体が均整のとれた美しい造りである。昔の巡礼は、対岸から渡舟で荒川を渡り、崖路を上ったもの。荒川に橋（秩父橋）が架けられたのは明治18年で、それまでは渡し舟が使われ船着場から石段を登ったものである。

堂内内陣に宮殿形の扇子に本尊を納めている。観音開きの扉の裏面に日天、月天、風神、雷神とともに觀音33應身の彫刻が施されているが、普段は貴重な文化財として扉を閉ざしてある。

堂の脇道を下ると岩の下に乳水地蔵が祀られている。僅かな清水が滴っており、この水を飲んで乳の出がよくなったとの言い伝いが「乳水場伝説由来」に見える。

・交通 秩父駅より徒歩45分（バスの便あり）

大野原駅より徒歩15分

## 建産連だより

### 一 会員団体の動静一

#### 事務所移転のお知らせ

東日本建設業保証(株)埼玉支店

私ども埼玉支店は、来たる8月7日(月)をもちまして店舗を下記に移転することとなりました。新店舗オープンを契機に、よりいっそう皆様のお役にたてるよう職員一同がんばってまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

なお、監理技術者資格者証の申請窓口である(財)建設業技術者センターおよび(財)建設業情報管理センターも移転いたしますので、合わせてお知らせいたします。(案内図参照)

##### ○ 東日本建設業保証(株)埼玉支店

所在地 埼玉県浦和市高砂4

丁目3番15号(K・Sビル5階)

電話 (048)861-8885(代表)

FAX (048)861-6712(代表)

##### ○ (財)建設業技術者センター

埼玉県支部

電話 (048)837-2729

所在地 FAX番号は上記と同じです。

##### ○ (財)建設業情報管理センター

埼玉県支部

電話 (048)837-2725(代表)

所在地 FAX番号は上記と同じです。

### 平成7年度一級電気工事施工管理技術検定試験(学科)受験準備講習会を開催

(社)埼玉県電業協会

当協会は会員の技術向上のため、各種の技術講習会を開催しておりますが、今般の建設業法等の一部改正により、会員企業内に1級電気工事施工管理技術検定試験合格者を増加させることを当面の課題とし、平成7年度新規事業としてその受験準備講習会を次のとおり開催しました。

1 講習期間 平成7年4月8日(土)~5月14日(日)(各週土・日のみ12日間)

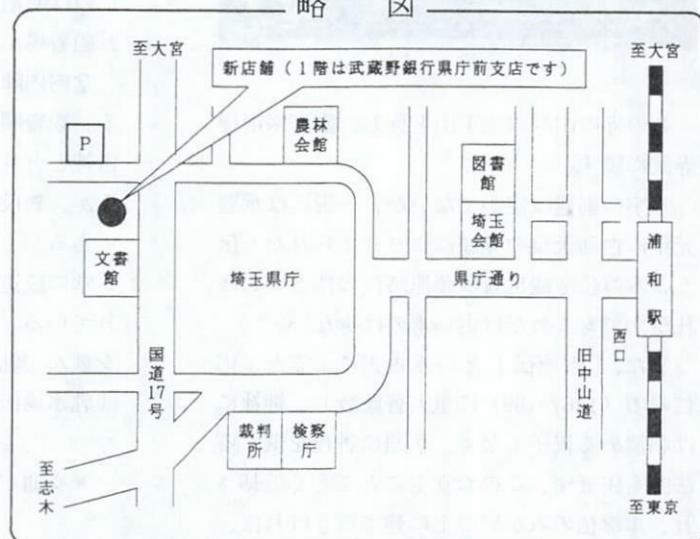
2 受講者数 50名

3 場 所 埼玉県労働会館

12日間の通算した受講率は、81%で(うち全日程受講者18名)あって、各受講者は、真剣かつ熱気に包まれて受講し、大変有意義な講習会となりました。

最終日に行ったアンケート調査結果(無記

略 図



名35名提出)によりますと①講習日数は、12日間以上37.1%、10日間34.3%（上位2のみ記載）②講習曜日は、ウイークデー（毎日連続）42.9%、ウイークデー（隔日）・土・日がそれぞれ20%、③講習時間は1日（9時～17時）85.7%、午前中（9時～12時）・午後（13時～17時）がそれぞれ5.7%、④講習内容は、「参考になった」37.1%、「まあまあであった」34.3%など主催者にとって“成功”といえる調査結果となっております。

これらの結果等を踏まえて、技術研究委員会でさらに検討を進めて、より適切、有効な受験準備講習会の開催を目指したいと考えております。

協会としては受講者全員の合格を期待しています。

## 企業体質の強化へ 向け努力を

### 埼玉県電気工事工業組合

我が工組は、現在1,719名の組合員を擁し、各種事業を推進している。

平成7年5月の総代会において、役員の改選があり、大曾根理事長・森田・青木・小沢副理事長が留任となり、組合運営も益々充実するものと思う。

専門工事業者安全管理活動等促進事業も2年目に入り、労働災害防止活動の諸施策を講じ、無事故達成のため頑張っているところである。

又県から認定されている、短期訓練課程も9コースに増え、技術の向上・人材育成に努め、社会のニーズに応えるべく励んでいる。

その他、(財)電気工事技術講習センターから委嘱されている、第1種電気工事士の定期講習も月3回行っている現状である。

## 単価部会再発足

### 埼玉県建設大工工事業協会

厳しい工期・単価の中で仕事をしている我が業界ですが、次代を担う後継者づくりには時短等の雇用改善は不可欠であり、今は生き残るかどうかの瀬戸際に立っている状況だと言えると思う。こうした問題に対処するためにも多少経済に変動があろうとも、単価のダウンは絶体避けなければならない。

去る6月7日、定例会議「七日会」に於て単価部会の再編成の是・非が問われ、協会内部の単価のバラツキもやがては自分自身の首をしめる結果になると見え、最低単価を確保するためには過去の経験をふまえ、新しい息吹きをまじえ会員が一丸となって苦境を乗り切るべく発足の運びに至りました。

#### 部会の構成

総括、目黒会長、杉田、八木澤副会長  
部長 徳藤工務店 後藤喜平  
部員 青年部、浜田賢一、小田倉隆幸  
会員 田中篤伸、小林英俊  
森本修人、後藤喜平

## 「事業方針の達成を 目指して」

### (社)日本塗装工業会埼玉県支部

平成7年6月6日第32回定時総会も無事に終ることができました。これも会員皆様の御力によるものと深く感謝致します。

前年に引き続き大変厳しい一年となりそうですが、日塗装埼玉県支部と致しましては会員皆様の為、少しでも現況にあった研修会及び講習会や、さらに社会奉仕のためボランティア活動の開催等考えておりますので、どうか今後共時宜を得た忌憚のないご意見を賜り乍らご協力の程重ねてお願い申し上げます。

## 役員改選—— 新体制で労災事故の絶滅へ

建設業労働災害防止  
協会埼玉県支部

建設業の労働災害が全国的に減少しておりますことは、業界を取り巻く厳しい状況のなかで、災害防止活動を地道に続けてきた努力が実りつつあるものと考えられます。

本県建設業の平成6年の死亡災害は36件、前年に比較して14件の増加となりました。

本年度は、昨年度に引き続き「墜落災害」の大巾な減少を目指して労働災害防止活動を推進することと致しております。

事業計画の概要について項目をあげれば次のとおりであります。

1. 代議員・理事会等の開催
2. 法令・災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底
3. 広報
  - (1) 墜落災害防止総点検運動(6月)
  - (2) 埼玉県建設業労働災害防止大会(11月)
4. 教育・研修会
  - (1) 作業主任者等技能講習
  - (2) その他の講習
  - (3) 優良事業所視察研修会
  - (4) 安全指導者研修会の開催
5. 現場指導等
6. その他

なお、本年度は、役員の改選期に当たり新役員は、次のとおり

支部長 首藤 淳  
副支部長 小川 雅以  
松本喜八郎  
荒川 春郎 (以下省略)

## 震災対策—— 建築物被災判定士の 養成検討へ

(財)埼玉県建築住宅安全協会

今年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、犠牲者5,500人を超える戦後最悪の事態となってしまいました。地震発生直後からあらゆる機関を通じて救援活動が続けられましたが、建築に関するものでとくに注目されたのは「被災建築物の危険度応急判定」制度でした。

この制度は、神奈川・静岡の両県において既にシステム化されていますが、今後、全国的なネットワークとして、相互協力できる態勢作りが強く求められています。本県においても、そのための調査研究費が平成7年度予算に盛り込まれたので、今後実現に向けた検討が進められていくものと思われます。

そこで、本会としても、その動向に注目しながら、判定士の養成並びに登録事務等、一連の防災対策業務について、積極的な対応をしていくことが必要と思われますので、従来の定期報告制度の推進、既存建築物の適確な維持管理意識の向上等の事業の他に、今年度から新たに「被災度判定士の養成など地震災害対策に開すること」を事業計画に含めました。

## 平成7年度定時総会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る5月23日、大宮市内のラフオレ清水園に於て平成7年度定時総会を開催

致しました。総会では平成6年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成7年度事業計画、収支予算案並びに役員補選を議題に審議、いずれも原案通り可決承認されました。また、席上横田県支部長より「健全な適正利潤を確保し、販売力と技術力の蓄積を図り、マルチメディアの市場に対応していきたい」

と述べると共に、「NTTとの共存共栄を増進したい」とあいさつがあった。さらに関東地方本部より出席の森崎副本部長が関東地方本部の現況等につき説明がありました。

懇親会には、NTTより俊成利治販売担当課長等多数の幹部が出席されNTTの現況等が紹介され、盛会裡に散会した。

## 連合会日誌

### ○4月10日 要望活動

公共事業の発注について、関東地建等に対して要望活動を実施（建産連・建設業協会会長等）

### ○4月13日 要望活動

公共事業の発注について、荒川上流工事事務所等に対して要望活動（建産連・建設業協会会長等）を実施

### ○4月18日 監事による監査

平成6年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施

### ○4月20日 視察研修会

研修指導・経営合理化委員会事業の一環として秩父ミューズパークの視察研修を実施。

### ○4月28日 広報委員会

建産連ニュース第64号の発行、第65号の編集案の検討

平成7年度広報・啓発事業について協議

### ○5月8日 正副会長会議

理事会付議事項について事前協議

### 理 事 会

平成7年度通常総会次第、総会付議議案、総会招待者等について協議

### ○5月18日 埼玉県空調衛生設備協会通常総会（東武ホテル）に出席

### ○5月19日 埼玉県電気工事工業組合通常総会（上尾東武サロン）に金井常務理事出席

### ○5月22日 全国建設産業団体連合会理事会（東海大学校友会館）に斎藤会長出席

### ○5月25日 埼玉県測量設計業協会通常総会（大ホール）に金井常務理事出席

### ○5月26日 建設産業構造改善推進週間記念フォーラム（有楽町・朝日ホール）に金井常務理事出席

### ○5月29日 埼玉県建築住宅安全協会理事会（建産連会館センター）に金井常務理事出席

### ○6月2日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会・評議員会（平安閣）に金井常務理事出席

### ○6月5日 建設産業構造改善推進の集い（ときわ会館）に斎藤会長等出席

### ○6月13日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会（教育会館）に斎藤会長等出席

- 6月14日 朝)全国建設産業団体連合会通常総会(東海大学校友会館)に斎藤会長等出席
- 6月15日 さいたま新都心促進協議会総会(東武ホテル)に金井常務理事出席
- 6月19日 通常総会
  - 平成7年度(第16回)通常総会を埼玉建産連会館センターで開催
  - 平成6年度事業報告、同年度一般、特別両会計収支決算、平成7年度事業計画及び同年度一般、特別両会計収支予算並びに役員の補欠選任についてそれぞれ議決、承認した
- 7月7日 講習会
  - 建設業の適正取引に関する講習会
  - 於: 埼玉建産連会館センター大ホール
  - 朝)埼玉県建設業協会との共催
- 7月11日 埼玉県優秀建設工事表彰式(県民健康センター)に斎藤会長出席
- 7月13日 ヘルシー埼玉21県民会議理事会(さいたま共済会館)に金井常務理事出席



## 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成 7年 7月15日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証㈱埼玉支店	支店長 菊池平三郎	"	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	"	"	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 龍澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道雄	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 錆二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(社)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636

**建産連ニュース 第65号**

平成7年7月15日発行

発 行 **埼玉県建設産業団体連合会**

企画・編集 広 報 委 員 会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒336 浦和市高砂3-6-9

株式会社 信 陽 堂

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月